

答申第46号（諮問第52号）

答 申

第1 審査会の結論

- 1 千葉市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った平成28年10月11日付け開示請求（以下「本件開示請求1」という。）に対する同月25日付け不開示決定（千葉市指令保生第307の3号）及び部分開示決定（千葉市指令保生第307の2号）のうち、別表1及び別表2の「不開示とすることが妥当である部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。
- 2 実施機関が審査請求人に対して行った平成28年10月14日付け開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対する同年12月13日付け部分開示決定（千葉市指令保生第343号）のうち、別表3の「不開示とすることが妥当である部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。
- 3 実施機関が審査請求人に対して行った本件開示請求2に対する平成28年12月12日付け不開示決定（千葉市指令保保環第30号の3）及び部分開示決定（千葉市指令保保環第30号の2）のうち、別表4及び別表5の「不開示とすることが妥当である部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。

また、これらの決定において、実施機関が、事業者と市との間の電子メール（平成28年6月12日以前の事業者への送信メールを除く。）、打合せ記録及び架電記録並びにこれらについての庁内での上司への報告文書を保有していないとして開示しなかったことは妥当であり、平成28年6月12日以前の事業者への送信メールを保有していないとして開示しなかったことは、結論において妥当である。
- 4 実施機関が審査請求人に対して行った平成28年10月31日付け開示請求（以下「本件開示請求3」という。）に対する同年11月10日付け

不開示決定（千葉市指令保生第308の3号）及び部分開示決定（千葉市指令保生第308の2号）のうち、別表6及び別表7の「不開示とすることが妥当である部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。

- 5 実施機関が審査請求人に対して行った平成28年11月28日付け開示請求（以下「本件開示請求4」という。）に対する同年12月12日付け部分開示決定（千葉市指令保生第341号）のうち別表8の「不開示とすることが妥当である部分」欄記載の部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の記載部分を不開示としたことは妥当でなく開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 公文書開示請求

審査請求人は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、以下に掲げる日に、それぞれ以下に掲げる開示請求を行った。

- (1) 平成28年10月11日 「〇〇〇〇の納骨堂建設計画に関する事前協議における審査資料（書類及び図面）一式」の開示を求める本件開示請求1
- (2) 平成28年10月14日 「〇〇〇〇の納骨堂計画に係る①「事前協議の前に行わなければならない手続」において、〇〇〇〇が報告、提出した書類等一式 ②「標識の設置」から「事前協議済書の交付」までの期間において千葉市当局内で作成された文書、会議記録、連絡メール等一式」の開示を求める本件開示請求2
- (3) 平成28年10月31日 事前協議書提出当初に申請者から提出された資料のうち、差替えのあった資料一式の開示を求める本件開示請求3
- (4) 平成28年11月28日 「(仮称) 〇〇〇〇〇〇霊廟新築計画近隣対象者一覧表」の開示を求める本件開示請求4

2 部分開示決定及び不開示決定

- (1) 実施機関は、本件開示請求1に対し、別表1の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして不開示決定（以下「本件決定1」という。）を、別表2の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件決定2」という。）を行い、それぞれ平成28年10月25日付け千葉県指令保生第307の3号及び同日付け千葉県指令保生第307の2号により、審査請求人に通知した。
- (2) 実施機関は、本件開示請求2に対し、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件決定3」という。）を行い、平成28年12月13日付け千葉県指令保生第343号により、審査請求人に通知した。
また、別表4の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして不開示決定（以下「本件決定4」という。）を、別表5の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件決定5」という。）を行い、それぞれ平成28年12月12日付け千葉県指令保保環第30号の3及び同日付け千葉県指令保保環第30号の2により、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求3に対し、別表6の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして不開示決定（以下「本件決定6」という。）を、別表7の「公文書の件名」欄に掲げる公文書について、同表の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件決定7」という。）を行い、それぞれ平成28年11月10日付け千葉県指令保生第308の3号及び同日付け千葉県指令保生第308の2号により、審査請求人に通知した。
- (4) 実施機関は、本件開示請求4に対し、別表8の「不開示事由」欄に掲げる条項に該当するとして同表の「不開示とした部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件決定8」という。）を行い、

平成28年12月12日付け千葉県指令保生第341号により、審査請求人に通知した。

- (5) なお、実施機関は前記の決定のほか、本件開示請求1に対しては平成28年10月25日付け千葉県指令保生第307号による全部開示決定を、本件開示請求2に対しては同年12月13日付け千葉県指令保生第342号及び同月12日付け千葉県指令保保環第30号による全部開示決定並びに同月13日付け千葉県指令保生第344号による不開示決定を、本件開示請求3に対しては同年11月10日付け千葉県指令保生第308号による全部開示決定を行っている。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定1から本件決定8まで（以下これらを総称して「本件決定」という。）を不服として、平成29年1月24日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、前記2（5）で述べた各決定については、審査請求人は審査請求書において不服を申し立てていない。

4 実施機関の弁明

実施機関は、本件審査請求に対し、法第9条第3項の規定による読替え後の法第29条第2項の規定に基づき、平成29年3月10日付けで本件審査請求は棄却することが妥当であるとする弁明書を作成し、同条第5項の規定に基づき、これを審査請求人に送付した。

5 審査請求人の反論

審査請求人は、実施機関の弁明書に対し、平成29年4月18日付けで、法第30条第1項の規定に基づき、実施機関に反論書を提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成29年5月8日付け29千総政第64号により本審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述による審査請求人の主張の要旨は、

次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

個人名、個人の住所が記載された部分及び個人名の印影部分を除いて、請求対象文書の全てを開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 条例第7条第2号（個人情報）非該当性について

檀信徒名簿について、檀信徒の氏名及び住所以外は条例第7条第2号に当たるとはいえない。

(2) 条例第7条第3号（法人等情報）非該当性について

ア 檀信徒名簿について、檀信徒の氏名及び住所以外は条例第7条第3号に当たるとはいえない。

イ 納骨堂の配置及び構造を示す平面図、立面図、断面図及び納骨堂の造成計画が確認できる平面図について、納骨堂は多数の参拝者が利用することが予定されており、その点で平面計画が公になったとしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当しない。

また、立面図は、外部から見ることのできる建物の形状を示したものであり、納骨堂が完成した後では外部から明らかになるものであり、条例第7条第3号に該当するとはいえない。

したがって、納骨堂の配置及び構造を示す平面図、立面図、断面図はいずれも開示されるべきである。

ウ 資金計画書や収支計算書、財産目録等について、具体的に記載された数字は条例第7条第3号に該当するとしても、どのような形式であるか等については同号に該当するとはいえず、具体的に記載された数字以外の部分は開示されるべきである。

エ 確認済証の確認検査員氏名、適合判定通知書の番号、適合判定通知書の交付年月日及び適合判定通知書の交付者について、取引先である法人を示すことで法人等情報に該当するのであれば、確認済証において「株式会社都市建築確認センター」の名称や確認番号を非開示部分としていない態度と矛盾する。

そもそも、建築基準法（昭和25年法律第201号）第89条等により建築確認の番号は工事現場で掲示されることとなっており、当該番号から指定確認検査機関等は、直ちに判明する。

また、指定確認検査機関が確認済証を交付した際には、確認審査報

告書が特定行政庁に送付され、その中の「建築計画概要書」及び「処分等概要書」について、特定行政庁は閲覧の請求があれば閲覧させる義務がある（建築基準法第93条の2）。建築計画概要書の中では、確認番号が明らかとなり、建築確認を行った処分庁（指定確認検査機関）が明らかとなる。また、処分等概要書の中では、構造計算適合性判定に関して、判定結果通知書交付者、判定結果通知書番号及び交付年月日が明らかとなる。

また、指定確認機関の名称が法人等情報に当たらない以上、検査員の氏名も法人等情報に該当しない。

（3） 条例第7条第6号（事務事業執行情報）非該当性について

事業者への行政指導の内容は、要綱等に記載された文書の趣旨等を説明したものと考えられ、既に現在事前協議済証が交付され事前協議が終了していることからすれば、行政指導に事業者が従ったと考えられ、事業者への行政指導の内容を明らかにすることで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられない。

また、仮に行政指導の内容が明らかになることで、今後、別の事業者に対する行政指導が困難になるとしても、行政指導の内容だけを不開示とするならともかく、実施機関が事業者とやり取りをした時期、連絡形態及び連絡をした相手等が明らかになることで、行政指導の内容が明らかになるとはいえない。

（4） 部分開示せず不開示としたことの不当性について

不開示とされた檀信徒名簿や資金計画書・収支計算書・財産目録等について、文書の内容は不明であるが、実施機関が主張する不開示部分を除いて開示したとしても、それを開示することによって、実施機関が真に檀信徒名簿等を入手したことが明らかとなり、これらの資料を事前協議における考慮する資料としたことが推認できる。

「開示請求の趣旨を損なう」として全体を非開示とするという対応では、そもそも、実施機関にどのような文書が提出されたのかが、市民である審査請求人は知ることができなくなってしまう。

審査請求人が、本件開示請求1から本件開示請求4まで（以下これらを総称して「本件開示請求」という。）に基づく公文書開示によって知りたいことは、まさに事前協議が適正になされているのかという点であり、公文書全体を不開示とすることでその目的は全く達成できなくなる。

（5） 公文書の特定不足について

本件開示請求2に対する各決定の中では、一部の電子メールを除いて、事業者と実施機関との間の打合せの議事録等が存在しないが、以下のとおり開示対象となる電子メール、打合せ記録及び架電記録並びにこれらについての庁内での上司への報告文書があるはずである。

ア 事業者と市担当者間の電子メール

(ア) 電子メールの公文書性

開示を求めた「電子メール」について問題となるのは、いわゆる「組織共用性」の有無である。

「電子メール」について各地の情報公開審査会において答申例が複数あり、裁判例もある。一般的には「電子メール」であるから公文書に該当しないとの判断はなされておらず、送受信されたアドレスが役所のドメインのアドレスであるか否か、電子メールの同送先、電子メールの内容等に応じて、個別具体的に判断している事例が多い。

大阪市情報公開審査会平成21年3月30日答申（答申第249号）は以下のとおり判断している。

「職務上のメールは・・・、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得し、実施機関が保有している電磁的記録であると認められる。したがって、前記メールの内容が、例えば、職務上の権限や責任に基づいて行われた指示や命令、依頼、通知、報告、照会回答、及び外部との折衝や交渉の記録等であり、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、保有しているものであると認められれば、公文書に該当する。」

外部の事業者と実施機関の担当者のやりとりについては、担当者が一定の権限を持って対応しているのであるから、原則としては「公文書」として把握すべきである。

(イ) 削除された電子メール

実施機関はメールサーバの容量の制限があるため、事業者と市担当者間の電子メールは一部を除き削除したと主張しているが、バックアップも取らずに電子メールのデータを削除することは考えられない。また、職員のパソコン自体にデータが残っていることも考えられる。

イ 事業者と市担当者間の打合せ記録及び架電記録

部分開示決定によって開示された事業者と実施機関の担当者との間の電子メールによると、事業者が来庁して説明していることが明らかであり、その他来庁又は電話等でも事業者と千葉市担当者間でやりとりがなされているものと考えられる。

このような事業者と実施機関の打合せ等においては、担当者により打合せ記録又は架電記録が作成され、その内容や経過が決裁権者である上長に報告されていることが一般的である。

具体的に事業者に対して行う行政指導の内容について、上長と協議せずに担当者が勝手に事業者に連絡することは考えられず、また事業者側の対応・反応等が上長に報告されないことは考えられない。

周辺住民との面談については、逐一、公文書として記録化されて保健所長に対して報告されていることと比較すれば、事業者に対する対応について記録化されていないことは不自然である。

そして、事業者との「打合せ議事録」や「架電記録」は条例第2条第2項の「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であることは明らかである。

ウ なお、千葉県公文書管理規則においては、「庶務に関する軽易なもの」又は「局内部の検討又は事務連絡に用いたもので軽易なもの」を除いて1年以上の保管期間が定められており、既に打合せ記録又は架電記録が廃棄されていることは考えられない。

また、同規則第9条は保存期間経過前の公文書の廃棄について、「保存期間が経過する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときは、当該公文書を廃棄することができる。この場合においては、廃棄する公文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した日を記載した記録を作成しなければならない」と定めているが、実施機関と事業者との協議記録に関する廃棄された公文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した日を記載した記録について公文書開示請求をしたところ、不存在として不開示決定がされた。よって、仮に廃棄しているのであれば、同規則に反することとなる。

第4 実施機関の説明の要旨

審査請求に対する実施機関の弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

1 納骨堂の経営許可に係る事前協議手続の概要

千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年条例第18号。以下「墓地条例」という。）第6条第1項により、納骨堂の経営の許可申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、工事着工前に市長と事前協議を行う必要がある。

そして、墓地条例第6条第5項により、当該事前協議に先立ち、申請予

定者は①標識の設置、周辺住民等への説明（墓地条例第6条第2項）、②意見の申出者との協議（墓地条例第6条第3項）、③意見に対する見解書の作成と送付（墓地条例第6条第4項）を行うこととなる。

2 対象公文書

本件決定に係る開示請求は、いずれも申請予定者である宗教法人〇〇〇〇（以下「本件宗教法人」という。）が建設を計画している納骨堂の経営許可に係る事前協議（以下「本件事前協議」という。）の手續において、実施機関が作成し、又は取得した公文書の開示を求めるものである。本件開示請求に対し、実施機関が特定した公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- 文書1 納骨堂経営計画標識設置報告書の決裁文書（標識記載事項変更届（2回目）を含む。）
- 文書2 納骨堂経営計画説明実施報告書の決裁文書一式
- 文書3 納骨堂経営計画協議状況報告書の決裁文書一式
- 文書4 見解書送付状況報告書の決裁文書一式
- 文書5 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式（差替文書を含む。）
- 文書6 納骨堂経営許可事前協議に係る必要状況調査の実施の決裁文書一式
- 文書7 納骨堂事前協議の実施に基づく関係各課の意見を照会する決裁文書一式
- 文書8 住民からの相談記録
- 文書9 事前協議書に対する指摘・確認事項を送付した電子メール及び添付ファイル

そして、これらのうち、本件開示請求1に対しては文書5の一部を、本件開示請求2に対しては文書1から文書4までを、文書5の一部及び文書6から文書9までを、本件開示請求3に対しては文書5の一部を、本件開示請求4に対しては文書2の一部を、それぞれ特定した。

なお、本件開示請求2の際、審査請求人から本件開示請求1の対象公文書と重複するものは対象から除外するよう申出があったため、両者の対象公文書に重複はない。

3 部分開示決定において一部の情報を不開示とした理由

本件処分のうち、条例第11条第1項の規定により部分開示決定を行ったものについて、その理由ごとの不開示とした部分は、以下のとおりであ

る。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)該当

	不開示とした部分	該当公文書
①	地積測量図の個人の氏名、立会日	文書1・文書5・文書7
②	町内会長の氏名、居住者の氏名、説明会司会者の氏名、説明者の氏名、説明会出席者の氏名、住所、電話番号、郵便番号、備考、個人を特定する議事内容、説明実施風景の写真、承諾者の氏名、住所、印影	文書2
③	添付資料No.、周辺住民名簿番号	文書2
④	近隣対象者一覧表の氏名、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民の意見、承諾書の有無、備考	文書2
⑤	意見申出者の氏名	文書3・文書4
⑥	意見の概要の個人の氏名、個人に関わる内容、個別に行った意見の概要、個別の意見受理日・受理方法、協議年月日、条例第6条第3項該当、協議内容、当該意見に対する見解、措置方針、協議対象者の氏名、確認事項、回答、報告対象者の氏名	文書3
⑦	責任役員の氏名	文書3・文書5
⑧	現地調査立会者の氏名	文書5
⑨	公図編纂図の個人の氏名、住所	文書5
⑩	事前協議書に対する指摘・確認事項等の個人の氏名	文書5
⑪	住民からの相談記録の個人の氏名、性別、肩書き、電話番号、相談内容	文書8
⑫	本件宗教法人に送付した電子メールの個人の氏名、電子メールアドレス	文書9

前記のうち、③に掲げる情報を除き、いずれも特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当するとして不開示としたものである。

また、③に掲げる情報は、直接的に居住者や土地・建物所有者が識別される情報ではないものの、公にすることにより、関係書類中の地図と突合することにより、居住者や土地・建物所有者が特定されるおそれがあることから、条例第7条第2号にいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断したため、不開示としたものである。

(2) 条例第7条第3号(法人等情報)該当

	不開示とした部分	該当公文書
①	地積測量図作製者の法人の名称、代表社員氏名、作製日、印影	文書1・文書5・文書7
②	近隣対象者一覧表の法人の名称、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民の意見、承諾書の有無、周辺住民名簿番号、備考	文書2

③	承諾書の法人の名称、住所、代表者氏名、印影、地番	文書 2
④	意見申出者の法人の名称	文書 4・文書 5
⑤	自己資金、借入金、設置費用等に関する内容、按分割合、返済方法、金利、返済期間及び人件費の人数、〇〇〇〇〇〇霊廟使用料等規定の金額	文書 5
⑥	納骨堂希望者の千葉市民の数、葬儀件数、儀式件数、設定基数に係る数（アンケート結果の割合、典礼数）、納骨堂希望者世帯数、檀信徒数	文書 5・文書 7
⑦	確認済証の確認検査員氏名、適合判定通知書の番号、適合判定通知書の交付年月日、適合判定通知書の交付者、取引先社名、取引金融機関名	文書 5
⑧	本件宗教法人の議事録の日付、本件宗教法人の議事録、収支計算書、財産目録等に関する内容	文書 5
⑨	納骨堂希望者の数	文書 6
⑩	本件宗教法人に送付した電子メール及び添付ファイルの法人の議事録、収支計算書、財産目録等に関する内容	文書 9
⑪	本件宗教法人に送付した電子メール及び添付ファイルの本件宗教法人への行政指導の内容	文書 9

前記のうち、①及び⑦に掲げる情報は、本件宗教法人の取引先である法人を示すものであり、本件宗教法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報である。

②から④までに掲げる情報は、本件宗教法人が行う納骨堂建設に係る事業（以下「本件事業」という。）の計画地周辺に事務所等が所在する法人等の本件事業に対する承諾の有無や意見の内容などを示す情報であり、当該法人等の内部管理に属する事項に関する情報である。

⑤に掲げる情報は、本件宗教法人の本件事業における資金計画等を示すものであり、当該法人の経理に関する事項に関する情報である。

⑥及び⑧から⑪までに掲げる情報は、本件宗教法人の法人としての意思決定の内容や法人の財務に関する情報等、本件宗教法人の宗教活動に関する情報であって、内部管理に属する事項に関する情報又は公にすることにより本件宗教法人の信教の自由が損なわれるおそれのある情報である。

特に収支計算書については、宗教法人法(昭和26年法律第126号)附則第23項において、一会計年度の収入の額が文部科学大臣の定める額（8000万円）以内で、かつ、公益事業その他の事業を行わない場合には、その作成義務が当分の間免除されていることから、収支計算書の作成の有無について開示すると、本件宗教法人の収入の額が推認されることになることから、その有無に関する情報も内部管理に属する事項に関する情報といえる。

以上から、前記に掲げる情報は、いずれも公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、条例第7条第3号アにより、不開示としたものである。

(3) 条例第7条第6号(事務事業執行情報)該当

	不開示とした部分	該当公文書
①	本件宗教法人への行政指導の内容	文書5
②	本件宗教法人に送付した電子メール及び添付ファイルの本件宗教法人への行政指導の内容	文書9

前記に掲げる情報は、いずれも、本件事前協議において、市が本件宗教法人に対して行った行政指導の内容を示すものである。

行政指導は、あくまでも事業者の任意の協力によって実現されるものであるが、墓地行政においては、その内容が全て詳らかに公にされることとなると、宗教法人としての尊厳が損なわれることや第三者からの誹謗中傷の材料となることから、今後、同種の行政指導を行うに当たって、事業者が市の行政指導に応じなくなるとともに、是正指導をしたこと自体から市の公正性・中立性に有らぬ疑念を生じさせるおそれが生じ、市の墓地等の経営許可に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、前記に掲げる情報は、条例第7条第6号の事務事業執行情報に該当するとして、不開示としたものである。

4 不開示決定の理由

本件処分のうち、条例第11条第2項の規定により不開示決定を行ったものについて、その理由ごとの不開示とした公文書は、以下のとおりである。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)及び同条第3号(法人等情報)該当

	不開示とした文書	該当公文書
①	納骨堂希望者名簿	文書5・文書6

前記に掲げる公文書は、本件宗教法人の檀信徒の氏名(ふりがなを含む。)、住所(郵便番号を含む。)及び通し番号が記載されている公文書である。

氏名及び住所は特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。

通し番号は、これを開示した場合、本件宗教法人の檀信徒の人数を開示することと同じことになる。そして、檀信徒の人数は、宗教法人が宗教活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、これを明らかにした場合、当該檀信徒の信教の自由が損なわれ、その結果、当

該宗教法人の宗教活動の自由が損なわれるおそれもある。

したがって、檀信徒名簿に記載された通し番号は、条例第7条第3号アに該当する。

以上のことから、当該公文書を不開示としたものである。

(2) 条例第7条第3号(法人等情報) 該当

	不開示とした文書	該当公文書
①	納骨堂の配置及び構造を示す平面図、立面図、断面図(自動倉庫全体図、ラック仕様、厨子使用及び荷姿条件、自動倉庫ラック仕様)	文書5・文書7
②	資金計画書、裏付け資料(返済に関する計画書、収支計算・計画書の裏付け資料(融資に関する書類))	文書5
③	許可申請に関する意思決定をした旨を証するもの(議事録)	文書5
④	収支計算書内訳表、財産目録、支払済明細及び今後の支払い予定明細、契約書、金融機関を介した明細	文書5
⑤	納骨堂の造成計画が確認できる平面図(平面図、立面図、面積算定図)	文書5
⑥	委任状	文書5

前記のうち、①から⑤までに掲げる公文書は、いずれも本件宗教法人の本件事業に関する情報が記載された文書である。

①及び⑤に掲げる公文書は、公にされていない本件納骨堂の細部にわたる情報が記載されているものであり、本件納骨堂は不特定多数の人が訪れる場所であるため、建物内部の構造が包括的に把握できる情報が公にされることは防犯上の観点から望ましくない。

このうち、①の平面図については、周辺住民等への説明会で類似する図面が配布されているが、不開示とした平面図は配布された図面と異なり、施錠個所や細かい寸法などが記載されている。特に、納骨堂における施錠個所が公にされると、防犯上の観点から望ましくなく、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがある。

②及び④に掲げる公文書は、本件宗教法人の本件事業に関する資金計画等に関する情報が記載されているものである。また、③に掲げる公文書は、本件事業に係る〇〇〇〇内部の意思決定に関する情報が記載されているものであり、⑥に掲げる公文書には、本件宗教法人の取引先が記載されているものである。

以上から、前記の①から⑥までに掲げる公文書は、いずれも本件宗教法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に係る情報が記載されているものであり、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としたものである。

5 部分開示ではなく不開示とした理由

「事前協議審査票」添付の収支計算書などの一連の書類を開示すること

の趣旨は、金額を示すことにあり、文書の形式等を示すのみでは開示請求の趣旨が損なわれるため、部分開示とせず文書全部を不開示としたものである。

6 公文書の特定の妥当性

(1) 説明実施報告書や事前協議書等の審査に当たり、〇〇〇〇に対する確認事項を記載した「担当者のメモ書き」は作成したが、打合せ記録及び架電記録並びにこれらについての庁内での上司への報告文書は作成していない。

(2) 「担当者のメモ書き」は、その時々の確認事項を記載した備忘録のようなものであり、用が済んだ時点で廃棄している。

(3) 「上司への報告文書」は、住民反対運動が起きている事案であったため、事業者への対応は、原則として課長も同席して行った。このため、改めて課長に報告する文書は作っていない。その場にいない課長補佐等の職員への報告も口頭で行った。

しかし、事前協議の途中から、申請予定者や代理人から指導事項を書面で示すよう求められるようになったため、担当者が指摘・確認事項を記載した文書を作成したが、これも、直接手渡す方法により課長までの確認を行っていた。このため、これらの文書に関する決裁文書も作成していない。

(4) 事業者への文書の送付は、組織アドレスから電子メールを使って送信していたが、サーバの容量に限りがあるため、当該電子メールは用が済み次第、廃棄していた。なお、開示請求がなされた時点でメールボックスに残っていた電子メールは、全て特定し、開示している。

(5) したがって、開示請求のあった時点で存在していた公文書は全て特定したものであり、これ以上の文書はない。

第5 審査会の判断

本審査会は、本件公文書並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

1 納骨堂の経営許可に係る事務について

申請予定者は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）及び墓地条例に基づき、市長に申請し許可を受けなければならないこととされている。

そして、申請予定者は、墓地条例に基づき、当該納骨堂の工事着工前に

経営の計画（以下「納骨堂計画」という。）について市長と事前協議を行うとともに、当該計画を周辺住民等に説明して周知してその結果を市長に報告しなければならない、また、周辺住民等から当該計画について意見の申出があったときは当該申出を行った者と協議してその結果を市長に報告しなければならないこととされている。

2 本件公文書について

本件公文書は、本件事前協議等に係る事務に関して実施機関が作成し、又は取得した文書であって、本件宗教法人が実施機関に対して提出した①標識設置報告書、②説明実施報告書、③協議状況報告書、④意見に対する見解書の写し及び⑤事前協議書（添付書類や本件事前協議の手續に関連して実施機関と本件宗教法人との間でやり取りがなされた文書を含む。）のほか、実施機関が直接周辺住民から受けた意見等に関する文書から構成されている。

(1) 本件決定1及び本件決定2について

本件決定1及び本件決定2に係る公文書は、別表1及び別表2における「公文書の件名」の欄に記載したものであり、本件事前協議のため、本件宗教法人から実施機関に提出された文書である。

(2) 本件決定3から本件決定5までについて

本件決定3から本件決定5までに係る公文書は、別表3から別表5までにおける「公文書の件名」の欄に記載したもので、本件事業に係る以下のものである。

ア 納骨堂経営計画標識設置報告書の決裁文書（標識記載事項変更届（2回目）を含む。）

イ 納骨堂経営計画説明実施報告書の決裁文書一式

ウ 納骨堂経営計画協議状況報告書の決裁文書一式

エ 見解書送付状況報告書の決裁文書一式

オ 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式（本件決定1及び本件決定2に係る公文書を除く。）

カ 納骨堂経営許可事前協議に係る必要状況調査の実施の決裁文書一式

キ 納骨堂事前協議の実施に基づく関係各課の意見を照会する決裁文書一式

ク 住民からの相談記録

ケ 事前協議書に対する指摘・確認事項を送付した電子メール及び添付ファイル

(3) 本件決定6及び本件決定7について

本件決定6及び本件決定7に係る公文書は、別表6及び別表7におけ

る「公文書の件名」の欄に記載したものであり、本件事前協議のためいったんは実施機関に提出されたが、その後他の文書に差し替えられたため、実施機関において、最終的な事前協議書等とは別に保存していた文書である。

(4) 本件決定8について

本件決定8に係る公文書は、別表8における「公文書の件名」の欄に記載したものであり、本件事前協議に関連して本件宗教学法人から実施機関に提出された納骨堂経営計画説明実施報告書の添付資料である本件事業に係る説明対象者の一覧表である。

3 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

(1) 実施機関が条例第7条第2号に該当するとして不開示とした情報

実施機関が条例第7条第2号（以下3において「本号」という。）に該当するとして不開示とした文書又は情報は、別表1、別表4及び別表6に掲げる文書及び別表2、別表3、別表5及び別表8の「不開示とした部分」の欄に掲げる部分のうち、「不開示事由」の欄に「第2号」と記載しているものである。

(2) 本号の趣旨及び解釈

ア 本号本文は、プライバシーを最大限に保護するため、明らかに個人のプライバシーに関する情報と判別できる場合に限らず、特定の個人を識別することができるものは一切不開示とすることを原則としている。

イ 本号前段が規定する「特定の個人を識別することができるもの」には、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」が含まれ、これは、既に公にされている情報から入手することができる他の関連情報等と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

したがって、特別な調査により得た情報と照合することで特定の個人を識別することが可能となったとしても、それはそのような特別の調査の結果によるものであって、公文書に記録された情報によって特定の個人を識別することができるということにはならないが、仮に識別された場合に個人の権利利益の侵害が甚大であると認められるものについては、特別な調査を経なければ特定の個人が識別され得ない情報であっても、このことをもって個人識別性を認めざるを得ない場合もあり得ると解されるものである。

ウ また、本号後段は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を

不開示情報として定める。これは、個人識別性のない情報であっても個人の人格と密接に関連する等の情報については、本人の同意なしにこれを公にすることが適切でないため、このような情報を保護することをその趣旨とするものである。

エ その一方で、本号ただし書は、個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないものや公益上公にする必要の認められるものについては、例外的に開示することとしており、例えば同号ただしアは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」として、現に何人でも容易に入手することができる状態に置かれている情報等を開示することを定めている。

(3) 前記(1)に掲げる情報の本号該当性について

本件公文書中の(1)に掲げる情報の本号該当性について、以下順に検討する。

ア 個人の氏名について

(ア) 個人の氏名(印影を含む。)は、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号に該当する。ただし、以下(イ)から(エ)までに述べる情報は、本号に該当しない。

(イ) 弁護士の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であるため、本号に該当しない。また、依頼人である個人に関する情報と捉えたとしても、これを開示しても当該依頼人が識別されるとは認められないため、やはり本号に該当しない。

(ウ) 「○○○○○○霊廟の説明対象者について」に記載された「居住者(ゼンリン)」欄の氏名は、既に一般に販売され、公にされている地図上に記載された情報を転記したものに過ぎないため、本号ただし書アに該当する。

(エ) 建築基準法の規定による確認済証に記載された確認検査員の氏名については、実施機関は、条例第7条第3号に該当するとしているが、これは個人に関する情報であるから、本号該当性について検討する。

現行の法制度においては、確認検査員が実施した確認検査が、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の確認検査となり、指定確認検査機関の確認済証等の交付は、建築主事による確認済証等の交付とみなされる。

また、確認検査員は建築主事と同様に建築基準適合判定資格者であり、建築基準法第77条の25第2項によると、確認検査員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされる。

これらを踏まえると、情報公開における取扱いについても、確認検査員は建築主事と同様に扱うことが妥当であり、確認検査員の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報であるといえ、本号ただし書アに該当する。

イ 個人の住所、電話番号、電子メールアドレス、所属団体、役職及び性別について

(ア) 個人の住所（郵便番号を含む。）、電話番号、電子メールアドレス
これらは、直接本人にアクセスすることで特定の個人を識別することができるため、本号に該当する。

(イ) 所属団体、役職及び性別

これらは、周辺住民等である個人の属性を説明するために記載されているものである。

a 所属団体及び役職

所属団体及び役職は、該当する者が1人で特定の個人が識別されるものは本号に該当するが、該当する者が複数であるものは本号に該当しない。

ただし、該当する者が複数であるものであっても、少数の者が特定され、一定の調査を行えば特定の個人が識別される可能性が否定できず、かつ、納骨堂計画に対する意見を述べた個人の属性として記載されているものについては、同計画に対する様々な意見や争いがある中で、その発言者が判明した場合は、周辺に居住する他の者との関係を損なう等当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当する。

b 性別

性別は、開示しても特定の個人が識別されるとは認められないため、本号に該当しない。

ウ 写真

写真は、本件宗教法人が周辺住民等に対して行った説明会の様子を撮影したものであり、このうち個人の顔の部分は特定の個人を識別することができるため本号に該当するが、それ以外の部分は本号に該当しない。

エ 建物・土地番号

本件公文書に記載されている建物・土地番号は、本件宗教法人が行う説明の対象者である周辺住民等が居住し、若しくは所有する建物(集合住宅の場合はさらに部屋ごと)又は土地ごとに付された番号である。

(ア) 建物・土地番号が付された建物や土地の位置を示す地図は、既に開示されていることから、当該番号は、当該地図と照合して特定の

個人を識別することができるものであるため、オ（ウ） e において開示すべきとしている情報を除き、本号に該当する。

- (イ) ただし、当該番号のうち「〇〇〇〇〇〇霊廟の説明対象者について」に記載されたものは、同文書中で既に開示されている「住所」が地図上のどこに位置するかを示すものであるに過ぎないため、本号ただし書アに該当する。

オ その他個別の文書ごとの検討

本件公文書において前記アからエまでの検討では網羅できない情報があるため、以下個々の文書ごとに検討する。

(ア) 〇〇〇〇〇〇霊廟の承諾対象者について

- a この文書には、本件事業の計画地から10m以内の土地所有者及び100m以内の居住者について、対象土地の地番及び所有者又は居住者並びに本件事業に対する承諾の状況が記載されている。
- b このうち、土地の所有者又は居住者が個人である場合の「承諾結果」の欄は、当該個人の本件事業に対する意見を示すものであるため本号に該当する。

なお、土地の所有者又は居住者が法人等である場合については、4（3）イ（ア）で後述する。

(イ) 〇〇〇〇〇説明会出席者リスト

- a この文書は、本件宗教法人が周辺住民等に対して行った説明会の出席者リストであり、出席者の氏名や住所、電話番号などが記載されている。
- b 「備考」欄には、当該出席者に関する参考情報が記載されており、このうち、出席者が経営する店舗、事業所及び事業の名称、出席者の職業及び役職、出席者の所有地並びに出席者の他の周辺住民との親族関係に関する記載は、これらにより特定の個人を識別されるおそれのあるものであるため本号に該当するが、その他の「備考」欄の記載は、本号に該当しない。

(ウ) (仮称) 〇〇〇〇〇〇霊廟新築計画近隣対象者一覧表

- a この文書は、本件宗教法人が、周辺住民等に対して行った納骨堂計画に関する説明の結果を報告するために作成し、実施機関に提出した文書であり、説明対象となった個人の氏名や住所のほか、以下に掲げる個人の意見及び行動が記載されている。

(a) 「説明会・個別説明等の状況」欄

在宅して説明を受けた日時、不在にしていた日時、説明時の状況その他の個人の行動

(b) 「周辺住民の意見」及び「承諾書の有無」欄

納骨堂計画に対する個人の意見

(c) 「備考」欄

現地の状況や表札、ポストの有無のほか建物の名称など

b また、同文書では、説明対象となった周辺住民等が、一定の規則性をもって配列されている。

このため、氏名、住所等を不開示としても、なお、一定の調査を行えば、これら個人の意見及び行動が誰のものであるかが判明する可能性が否定できないものである。

c そして、このように個人が特定される可能性があり、かつ、本件事業に対する様々な意見や争いがある中で、誰の意見や行動であるかが判明した場合は、周辺に居住する他の者との関係を損なう等当該個人の権利利益を害するおそれがある。

d 以上を勘案すると、前記 a (a) から (c) までに掲げる情報については、特定の個人が識別されるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、本号に該当する。

e 一方、実施機関は、氏名及び住所が空欄であるものについても、「周辺住民名簿番号」欄に記載された建物・土地番号及び「備考」欄の記載内容を本号に該当するとして不開示としている。しかし、氏名、住所が空欄であることから考えると、これらの情報は本号に該当すると認めることはできない。ただし、「備考」欄に現地の状況として、個人が居住する建物の建物番号が記載されているものについては、当該建物に居住する個人に関する情報であると認められることから、本号に該当する。

f なお、「氏名」欄に法人等の名称が記載されているものの各記載については、実施機関は条例第7条第3号に該当するとして不開示としているが、これらの情報のうち、個人の氏名が記載されている欄の情報は、本号に該当すると解される。

(エ) 周辺住民等と本件宗教法人との間の協議内容をまとめた一覧表

a この文書は、本件宗教法人に意見を出した周辺住民等と本件宗教法人との間に行われた協議の結果を報告するために本件宗教法人が作成し、実施機関に提出した文書である。

当該協議には、個別に行われたもののほか、周辺住民等への説明会の場で行われたものがあり、これらの協議の結果は、周辺住民等ごとに時系列で記載され、協議ごとに周辺住民等の意見、意見受理日、協議年月日、本件宗教法人の意見、措置方針などが記載されている。

b 実施機関が不開示とした情報は、このうち個別の協議に関する情報である（説明会の場で行われた協議に関する情報は、個人が特定される情報等を除いて基本的に開示されている。）。

そして、この不開示とされた個別の協議に関する情報のうち、周辺住民等の意見を記載した部分は、その内容から、少なくとも周辺住民等であれば、氏名、住所等を不開示としても、意見を出した者を特定することができる可能性が否定できないものである。このため、周辺住民等の意見を記載した部分については、前記(ウ) c 及び d で述べた理由と同様の理由により、本号に該当する

c しかしながら、その他の部分（意見受理日・受理方法、協議年月日、墓地条例第6条の区分、協議内容、本件宗教法人の意見、措置方針が記載されている部分）は、個人を特定できると認められる次の情報を除いて、本号に該当しない。

(a) 該当する者が1人で特定の個人が識別される役職名

(b) 特定の個人の所有地の位置を示す説明が記載されている部分

d 一方、不開示とされた情報のうち、周辺住民等の家族の健康状態や特定の個人の賞罰等の状況を記載した部分は、プライバシーが高く、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

(オ) 協議状況一覧表

この文書は、前記(エ)の文書に記載された各協議に係る日付をまとめて一覧表にしたものであるが、これらの日付（「意見受理日・受理方法」欄及び「協議年月日」欄の日付）及び意見受理方法（「文書」、「面談」など）は、開示しても特定の個人が識別されるとは認められないため、本号に該当しない。

(カ) 協議状況報告書の確認事項

この文書は、前記(エ)の文書の記載内容の不明点等について、実施機関が本件宗教法人に対して質問を行い、これに対して本件宗教法人が回答した内容を一覧表にまとめた文書であるが、同文書中の氏名以外の情報は、実施機関と本件宗教法人との間のやり取り（質問と回答）の内容を記載したものであり、個人を特定できるものとは認められないため、本号に該当しない。

(キ) 本件事業に関し実施機関に寄せられた意見の内容を記録した文書

この文書は、本件事業に関し周辺住民等から実施機関に個別に寄せられた意見とこれに対する実施機関の対応を記録した文書であり、受け付けた意見ごとに実施機関が作成したものである。

そして、実施機関が不開示とした情報のうち、周辺住民等の意見を記載した部分は、前記（ウ）c及びdで述べた理由と同様の理由により、本号に該当する。

しかし、意見に対する市の対応を記載した部分については、特定の個人が識別されるとは認められないため、本号に該当しない。

（ク）地積測量図

この文書は、納骨堂を建築する土地に係る地積測量図であり、実施機関は、隣接する土地の所有者等の「立会日」を本号により不開示としたが、この「立会日」は、特定の個人が識別されるものとは認められないため、本号に該当しない。

（ケ）本件宗教法人と個人との契約書

本件事業に関連して、本件宗教法人は他企業等と請負契約等を締結し、その契約書等が市に提出されている。これらの条例第7条第3号該当性については4（3）ア（ウ）d（g）において後述するが、一部、本件宗教法人と個人との間で締結されているものが存在する。

そのような本件宗教法人と個人との契約書の内容は、当該個人から見れば、当該個人に関する情報であって、本号に該当する。しかし、契約書の件名、当事者の表示（個人の氏名を除く。）については、これを公にしたとしても当該個人を特定することはできず、本号に該当しない。

4 条例第7条第3号（法人等情報）該当性について

（1）実施機関が条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報

実施機関が条例第7条第3号（以下4において「本号」という。）に該当するとして不開示とした文書又は情報は、別表1、別表4及び別表6に掲げる文書及び別表2、別表3、別表5、別表7及び別表8の「不開示とした部分」の欄に掲げる部分のうち、「不開示事由」の欄に「第3号」と記載しているものである。

（2）本号の趣旨及び解釈

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、同号ア及びイに掲げるものを不開示とする旨を定め、同号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を定めている。

これは、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等が記録された公文書を原則として不

開示とすることを定めたものであり、概ね次のような情報が不開示情報となる。

ア 法人等の保有する生産技術上のノウハウ又は販売上の秘密であって、公にすることにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれのある情報

イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれのある情報

ウ その他公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価、信教の自由を含む社会的活動の自由等が損なわれるおそれのある情報

(3) 前記(1)に掲げる文書の本号該当性について

本件決定において実施機関が本号に該当するとして不開示とした文書又は情報は、①本件宗教法人に関する文書又は情報、②本件宗教法人以外の法人等に関する文書又は情報に大別されるため、以下これらを区分した上で、本号該当性について検討する。

ア 本件宗教法人に関する文書又は情報

(ア) 納骨堂経営事業に係る情報の性質

納骨堂経営事業は、墓地条例第8条第1号によってその経営主体が原則として地方公共団体、宗教法人及び公益法人に限られていることや、永続性・非営利性が求められていることなどから伺えるとおり、公益的な事業であり、永続性確保の観点から、納骨堂利用者の保護や経営状況の的確な把握が可能となるよう事業の透明性が求められ、実施機関の市民に対する一定の説明責任が求められるものである。

一方で、本件宗教法人は宗教法人であることから、本号が保護しようとする信教の自由も考慮した上で、当該情報を開示することにより、本件宗教法人の「正当な利益を害するおそれ」があるかを検討する必要がある。

(イ) 本件宗教法人自体に関する文書又は情報

実施機関が不開示とした文書又は情報のうち、本件事業と直接的には関係のない本件宗教法人自体の文書又は情報は、以下のとおりである。

a 本件宗教法人の収支計算書及び財産目録

b 本件宗教法人の取引先金融機関及び預金口座に関する情報としての預金通帳の写し

c 檀信徒数並びに葬儀件数、法要件数及び典礼件数

これらの文書又は情報について、以下、本号の該当性について検

討する。

a 収支計算書及び財産目録に関する情報

(a) 収支計算書及び財産目録は、本件宗教法人が、事前協議書に添付して実施機関に提出したものである。また、本件事前協議において実施機関が作成した「事前協議審査票」及び本件事前協議における実施機関の本件宗教法人に対する行政指導の内容等が記載されている「指摘・確認事項」においても、収支計算書及び財産目録の記載内容やこれらの書類の作成の有無等が記載されている。

(b) 宗教法人法第25条は、宗教法人は、毎会計年度終了後3月以内に財産目録及び収支計算書を作成し（同条第1項）、これらの書類並びにその他の書類及び帳簿を事務所に備え（同条第2項）、さらに、これらの書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとしている（同条第4項）。

一方で、宗教法人法は、宗教法人の事務所備付け書類に対する閲覧請求権者を「信者その他の利害関係人」に限定し（同条第3項）、さらに、所轄庁における宗教法人からの提出書類の取扱い及び宗教法人に対する所轄庁の行為全般について、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定している（同条第5項及び第84条）。

(c) これらを踏まえて検討すると、本件宗教法人の収支計算書及び財産目録に記載されている情報は、宗教法人本来の財産・経理に関する情報であり、宗教法人の本来の宗教活動に関わるものであるから、これらを開示すると当該宗教法人の正当な利益が害されるおそれがあり、本号に該当する。

ただし、基本財産の総額は、宗教法人法第52条第2項第5号により登記事項とされ、さらに同法第53条は登記事項に変更が生じたときは変更の登記をしなければならないとしていることから、公知の事項であるといえ、本号に該当しない。

また、収支計算書及び財産目録に具体的に記載された数字以外の部分、具体的には文書の件名や対象期間又は基準日、本件宗教法人や項目名などは、これらが公にされても本件宗教法人の正当な利益が害されるとはいえず、本号に該当しない。

(d) 一方、実施機関は、本件宗教法人における収支計算書の作成の有無についても、これが明らかにされることによって本件宗教法人の収入の額が推認されることになるから、これらの情報

も本号に該当すると主張する。

確かに、収支計算書については、宗教法人法附則第23項において、一会計年度の収入の額が文部科学大臣の定める額（8000万円）以内で、かつ、公益事業その他の事業を行わない場合には、その作成義務が当分の間免除されていることから、宗教法人が収支計算書を提出しているか否かを公にすることで、当該宗教法人の年間の収入規模が一定程度推測可能であることは認められる。しかし、収支計算書を作成していないことが分かったとしても、当該宗教法人の具体的な収入規模が推測できるものではない。

また、収支計算書や財産目録が作成されていないことが明らかになったとしても、その理由としては、単なる懈怠による不作成、何らかの突発的な事情による不作成、不活動法人ゆえの不作成などの様々な推察を可能にはするものの、その限度に留まり、このことによって、当該宗教法人の秘匿すべき具体的な内情等は何ら明らかになるものではない。

したがって、収支計算書及び財産目録の作成の有無に関する情報は、本号に該当しない。

- (e) その他、財産目録の添付資料として、本件事業に関連して本件宗教法人が取得した不動産の説明資料が存在するので、当該文書の本号該当性について検討する。

当該文書には、不動産の取得年月日、所在地、地目、面積等のほか、取得に係る金額等が記載されている。これらのうち、土地及び建物の取得年月日や所在地、面積等は、登記事項であって何人でも知り得る情報であるため、これらの情報は本号に該当しない。

一方、当該不動産の評価額や取得に係る金額等は、本件宗教法人の経理に関する情報で内部管理に属する事項に関する情報であることから、本号に該当する。

- b 本件宗教法人の取引先金融機関及び預金口座に関する情報としての預金通帳の写し

- (a) 取引先金融機関は、本件宗教法人が作成した「納骨堂経営計画書」のほか「事前協議審査票」、「指摘・確認事項」など本件事前協議において本件宗教法人が実施機関に提出し、又は実施機関が作成した文書に記載されている。

預金債権を有し、又は貸金債務を負う相手方である取引先金融機関は、宗教法人に限らず、法人一般において内部管理に属

する事項に関する情報であるといえ、本号に該当する。

(b) 預金通帳の写し等の本件宗教法人の預金残高を示す文書は、本件事業における納骨堂の設置に要する費用の明細書及び設置資金の裏付けを示す資料として本件宗教法人が実施機関に提出したものであるが、本件宗教法人が保有する預金残高等が記録されているものであり、その記録内容は財産目録に記載された情報と同様に本号に該当する。さらに、記録内容以外の当該通帳の様式についても、開示すると取引先金融機関が判明するため、やはり本号に該当する。

c 檀信徒数並びに葬儀件数、法要件数及び典礼件数

本件宗教法人の檀信徒数並びに葬儀件数、法要件数及び典礼件数は、「納骨堂経営計画書」のほか本件宗教法人が作成した「納骨堂の概要」及び「事前協議審査票」など本件事前協議において本件宗教法人が実施機関に提出し、又は実施機関が作成した文書に記載されている。

そして、これらの情報は、一般に公開することが予定されていない宗教法人の内部管理事項に係る情報であり、これが公にされると、当該宗教法人の宗教活動の態様に対する誹謗中傷に利用されるなどのおそれがあり、ひいては憲法第20条で保障されている信教の自由が損なわれるおそれが否定できないため、本号に該当する。

(ウ) 本件事業に関する情報

実施機関が開示とした文書又は情報のうち、本件事業に関する文書又は情報は、以下のとおりである。

- a 責任役員会議事録その他の本件宗教法人の意思決定に関する文書又は情報
- b 収支の見積もり、自己資金、借入金の額、金利及び返済期間、金融機関との契約書など資金計画に関する文書又は情報
- c 納骨堂希望者数及び納骨堂の設定基数に関する情報（納骨堂希望の調査結果を含む。）
- d 本件事業に関連する取引先、契約書、支払済明細、支払予定明細など他企業等との取引に関する文書又は情報
- e 納骨堂計画に係る平面図
- f 納骨堂計画に係る立面図
- g 納骨堂計画に係る面積算定図
- h 納骨堂計画に係る自動倉庫全体図
- i 納骨堂計画に係る「ラック仕様」及び「厨子仕様及び荷姿条件」

これらの文書又は情報について、以下、本号の該当性について検討する。

a 責任役員会議事録その他の本件宗教法人の意思決定に関する文書又は情報

(a) 責任役員会議事録その他の本件宗教法人の意思決定に関する文書は、本件宗教法人が、事前協議書に添付して実施機関に提出したものである。

(b) これらの文書の記載事項は、宗教法人に限らず、法人一般において内部管理に属する事項に関する情報であるといえ、これが公にされると、特に宗教法人においては、当該宗教法人の宗教活動に関する情報が公にされることとなり、(イ) cで述べた理由と同様の理由により信教の自由が損なわれるおそれがある。したがって、これらの情報は、原則として本号に該当する。

(c) 一方、本件公文書中のこれらの文書は、本件事業に関する意思決定を行った際の文書であり、その意思決定の日時については、本件事業の公益性を考慮すると、開示されてもやむを得ない情報であり、かつ、これを公にされても、本件宗教法人の信教の自由が損なわれるおそれは極めて低いといえる。したがって、これらの文書の日付のほか責任役員会議が開催された日時については、本号に該当しない。

(d) また、議事録の項目及び原本と相違ないことを証明する文章も、これらを公にされることにより、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、本号に該当しない。

b 収支の見積もり、自己資金、借入金の額、金利及び返済期間、金融機関との契約書など資金計画に関する文書又は情報

(a) 資金計画に関する文書は、本件宗教法人が、事前協議書に添付して実施機関に提出したものである。また、本件宗教法人が作成した本件事業に係る「収支計算・計画書」のほか「納骨堂経営計画書」、「事前協議審査票」、「指摘・確認事項」など本件事前協議において本件宗教法人が実施機関に提出し、又は実施機関が作成した文書にも、資金計画に関する情報が記載されている。

(b) 一般に、法人等が行う特定の事業に係る資金計画に関する情報は、当該法人の経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報である。

(c) 一方で、千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(平成12年千葉市規則第40号。以下「墓地規則」という。)
第5条第1号は、納骨堂経営に係る事前協議の際に資金計画書の提出を申請予定者に求めている。その上で、千葉市墓地等の経営の許可等に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)
第7条第3項は、事前協議において、市長は、納骨堂の計画の内容等が別表に掲げる指導基準に適合するよう指導するものと定め、指導要綱別表の5の項は、「永続性及び非営利性に関すること」として、「健全な経営が確保されている計画であること」、「工事に要する資金は自己資金を原則とすること」及び「経営するために十分な財産その他の経済的基礎を有していること」を指導基準としている。

これらのことから、納骨堂計画に係る事前協議においては、納骨堂計画が永続性及び非営利性を有する計画となるよう、市が申請予定者に対して指導していくことが予定されているといえ、その経緯については、納骨堂経営事業の公益性から、実施機関が市民に対して一定の説明を行うことが求められるものといえる。

これらを踏まえて、資金計画に関する文書又は情報の本号該当性について、以下検討する。

- (d) 本件事業の寺院建設を含めた総事業費及び納骨堂設置に係る費用及び収支計画の「設置費用合計」、「維持管理費10年分合計」、「管理料10年分合計」及び「総合計」については、納骨堂経営事業の公益性や指導要綱別表で「永続性及び非営利性に関すること」が指導基準の1つとされていることを考慮すると、開示されるべき要請が強いといえる。また、これらの情報は、本件宗教法人の経理に関する情報ではあるものの、これが公にされたとしても、本件宗教法人の利益を害する具体的なおそれが生じるとは言い難い。したがって、これらの情報は、本号に該当しない。

一方、これらの情報の内訳については、本件事業の公益性を考慮しても、本件宗教法人の内部管理に属する情報であることを踏まえると、当該内訳を公にすることにより、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるといえ、次の(e)で述べる情報を除いて本号に該当する。

- (e) 予定している納骨堂の使用料、年間管理料及び継承者変更手続の料金については、未確定の段階における情報ではあるものの、市との事前協議の段階での金額が、後に公にされることと

なる使用料等の金額と大きくかい離することは考え難いし、仮に大きくかい離している場合であれば、その経過は市民のみならず利用者への説明という観点からも公にされてもやむを得ない情報であるといえる。

したがって、予定している納骨堂使用料等の金額及び当該情報から明らかになる納骨堂の年間管理料収入の見込額は、本号に該当しない。

- (f) 年間の納骨堂維持管理費の内訳金額については、(d) で述べた費用の内訳と同様であり、また、人件費算定の根拠となる従業員の人数も、本件宗教法人の経理及び人事に関する情報であり、本号に該当する。
- (g) 本件事業に係る自己資金及び借入金の額について、一般に特定の事業に係る自己資金及び借入金の額は当該法人等の経理に関する情報であるものの、納骨堂経営事業の公益性や本件事業の指導要綱別表の5の項で「工事に要する資金は自己資金を原則とすること」とされていることなどに照らすと、本件事業の自己資金の合計金額及び借入金元本の合計金額は、公にされてもやむを得ない情報であり、本号に該当しない。
- (h) 借入金の返済の金利、利子の金額、返済期間及び年度ごとの借入残高等の返済計画に関する情報や具体的な借入れの方法に関する情報は、宗教法人にかかわらず法人一般において、内部管理に属する情報であるといえるし、当該金融機関にとっても内部管理に属する情報であるといえ、納骨堂経営事業の公益性などを踏まえても、公にすることにより法人等の正当な利益を害する情報であり、本号に該当する。
- (i) 借入れに係る金銭消費貸借契約証書は、本件宗教法人と金融機関との合意事項を記載した文書であり、原則として、両法人の内部管理に属する情報であるといえ、本号に該当する。また、当該借入れに関連して金融機関から本件宗教法人に交付された文書についても、同様である。

しかし、これらの書類のうち、契約書の件名、本件宗教法人の所在地及び名称並びに代表役員の氏名並びに「債務者」の欄は、本件宗教法人が契約の当事者であることは明らかであることから、本号に該当しない。

また、本件宗教法人が実施機関に提出した、金融機関と融資交渉を継続していることの説明書は、本件事業において金融機関からの借入れを行っていることが他の文書により公にされ

ていることを踏まえると、金融機関名及び本文3行目から9行目までに記載された情報を除き、これらが公にされても法人の正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、本号に該当しない。

c 納骨堂希望者数及び納骨堂の設定基数に関する情報（納骨堂希望の調査結果を含む。）

(a) 納骨堂希望者数及び納骨堂の設定基数に関する情報は、「納骨堂希望者名簿」、「納骨堂経営計画書」、「事前協議審査票」、「指摘・確認事項」など本件事前協議において本件宗教法人が実施機関に提出し、又は実施機関が作成した文書に記載されている。

(b) まず、納骨堂の設定基数に関する情報として、前記の文書においては、事前協議済み時点での設定基数のほか、当初の建設計画における設定基数など計画の途中段階における設定基数も記載されている。

この点につき、指導要綱別表の6の項は、「必要性に関すること」として、「納骨堂を必要としている檀信徒数が示されていること」を事前協議における指導基準としている。このことから、事前協議において、設定基数が真に必要で合理性のあるものとなるよう、市が申請予定者に対して指導していくことが予定されているといえ、その経緯については、実施機関が市民に対して一定の説明を行うことが求められるものといえる。

また、本件公文書中の本件事業に係る説明会の議事録や質疑一覧によると、納骨堂の設定基数を5,078基として申請予定であることは説明会の場において説明されており、本件宗教法人としても、周辺住民には設定基数の説明を行っているところである。

これらを踏まえると、納骨堂の設定基数は、その検討段階の情報も含め、公にされても本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、本号には該当しない。

(c) 次に、設定基数の算出根拠となっている納骨堂希望者数について検討する。実施機関は、納骨堂希望者数は、本件宗教法人の檀信徒数を示す情報であることから、本号に該当すると主張する。

しかし、納骨堂希望者数が檀信徒数と一致するとは必ずしもいえないし、現在の檀信徒以外にも今後檀信徒となることが予定される者や当該宗教法人の教義、典礼等を受け入れる者も理論的には考えられることから、納骨堂希望者数から檀信徒数が

推測されるものともいえない。

むしろ、納骨堂希望者数は、(b)で述べた設定基数の算定根拠となるものであり、開示されてもやむを得ない情報であるといえ、本号に該当しない。

(d) 一方、本件宗教法人が納骨堂の基数の設定に当たって実施した納骨堂希望の調査結果は、これが明らかになると設定基数の算出式において、本件宗教法人の典礼件数が推測されるおそれがあることから、当該調査結果に関する情報は、本号に該当する。

d 本件事業に関連する取引先、契約書、支払済明細、支払予定明細など他企業等との取引に関する文書又は情報

(a) 本件事業に関連する契約書、支払済明細、支払予定明細など他企業等との取引に関する文書は、本件事前協議において、本件事業における納骨堂の設置に要する費用の裏付け資料として、本件宗教法人から実施機関に提出されたものである。

また、本件宗教法人から実施機関に提出された文書のうち、地積測量図にはその作成者の名称が、建築基準法の規定による確認済証には適合判定通知者の名称等が記載されている。

(b) 一般的に、法人等の取引先に関する情報は、当該法人等の事業活動の内容、規模、顧客の開拓等を具体的に把握できる情報であるため、公にすることにより、当該法人等及び取引先である法人等双方の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものといえる。

しかし、個別具体的な事情により、公にされ、又は一部の者が知ることが予定されている情報など公にされても当該法人等の正当な利益を害するものとは認められない情報は、本号には該当しない。これらの点を踏まえ、以下検討する。

(c) まず、実施機関は、地積測量図の作製者の名称を本件宗教法人の取引先に関する情報として本号に該当すると主張する。しかし、当該作成者は土地家屋調査士であり、一般に法務局に備え置かれ、閲覧に供されている地積測量図には、作成者である土地家屋調査士名が記載されていることを考慮すると、地積測量図の作製者である土地家屋調査士の氏名等は、公にされることが予定されている情報であるといえ、本号に該当しない。

(d) 次に、実施機関は、建築基準法の規定による確認済証において、確認検査員氏名、適合判定通知書の番号、適合判定通知書の交付年月日及び適合判定通知書の交付者を本件宗教法人の

取引先に関する情報として本号に該当すると主張する。しかし、これらの情報のうち、確認検査員氏名以外の情報は、審査請求人も主張するとおり、特定行政庁において一般に閲覧することが認められている文書にも記載されているものであり、これらを公にしても法人等の正当な権利を害するとはいえず、本号に該当しない。

また、確認検査員氏名は法人等に関する情報とはいえず、本号に該当しないことは明らかであるし、条例第7条第2号ただし書アに該当することは前記3(3)ア(エ)で述べたとおりである。

(e) 次に、実施機関は、本件事業において本件宗教法人が工事の発注、手続の委任、土地の購入等を行った相手方の名称について、本件宗教法人の取引先に関する情報として本号に該当すると主張する。

しかし、納骨堂建設計画説明会に係る議事録によると、説明会には本件宗教法人のほかにも出席した法人の名称が記載されており、これらの法人が本件事業において、本件宗教法人との取引関係があることは、少なくとも周辺住民等には示されている。また、本件事業に関連しては、周辺住民が「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」としてホームページを開設し、納骨堂内部の設備の施工等を請け負う法人名がホームページに掲載されていることからすると、当該法人名についても、少なくとも周辺住民が知り得る情報であるといえる。

さらに、本件宗教法人が本件事業の用地を購入した相手方の法人の名称も、当該用地の土地の登記事項を確認すれば土地の購入元は判明するため、既に公にされている情報といえる。

以上から、本件事業において本件宗教法人が工事の発注、手続の委任、土地の購入等を行った相手方の名称については、不動産の仲介事業者及び仏像の製作に係る発注先事業者を除き、公にされ、又は一部の者が知ることが予定されている情報であって、公にされても法人等の正当な利益を害するものとは認められず、本号には該当しない。

(f) 次に、(e) で述べた取引先に対する本件宗教法人の支払済み細及び今後の支払い予定明細に記載されている情報について検討すると、具体的な支払日、支払済金額、今後の支払予定金額及び支払金額合計は、本件宗教法人及び取引先の双方にとって内部管理に属する情報であり、公にすることによって正当な

利益を害する情報であると認められ、本号に該当する。

しかし、(e) で述べた取引先及び取引に係る事業名は、これが公にされても、法人等の正当な利益を害するとはいえず、本号に該当しないし、「支払済明細及び支払予定明細 経営計画書対比表」の備考欄に記載された情報も、借入金の額を除き、単に添付書類の説明等に過ぎず、やはり本号に該当しない。

(g) 次に、(e) で述べた取引先と本件宗教法人とがやり取りをした契約書、注文書、見積書等について検討する。これらの書類は、市以外の法人等同士の間での契約や費用の見積もり、請求等の内容が記載されているもので、その記載内容は、宗教法人にかかわらず法人一般において、内部管理に属する情報であり、原則として本号に該当する。

しかし、本件宗教法人の名称は公にされており、前記(e) で述べたとおり取引先の名称は不動産の仲介事業者及び仏像の製作に係る発注先事業者を除き開示されるべきであるので、これらの名称並びに代表者の氏名は本号に該当しない。

また、「工事請負契約書」、「建築設計・監理業務委託契約書」、「請求書」などの文書の件名自体も、これが公にされることにより、法人等の正当な利益を害するものであるとは認められず、本号に該当しない。

(h) 次に、本件宗教法人が、納骨堂経営許可申請に関する手続一切について特定の法人に委任する旨の委任状については、前記(e) で述べたとおり、当該受任者が周辺住民等への説明会に出席し、本件宗教法人から手続について委任を受けていることは、少なくとも周辺住民等には明らかにされている情報であり、公にされることにより法人等の正当な利益を害するとは認められないため、本号に該当しない。

e 納骨堂計画に係る平面図

(a) 納骨堂計画に係る平面図は、本件事前協議において、本件宗教法人から実施機関に提出されたものである。実施機関が本号に該当するとして不開示とした当該図面については、類似する図面が周辺住民等の説明会で配布され、また、本件開示請求2において、審査請求人にも開示されている。実施機関は、不開示とした平面図は、説明会で配布された平面図とは異なり、施錠箇所や細かい寸法などが記載されており、特に、納骨堂における施錠箇所が公にされると、防犯上の観点から望ましくなく、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

(b) しかし、墓地条例第12条第2項第3号は、「出入口及び納骨装置には、施錠ができること」を納骨堂の施設基準の1つとして定め、当該場所に施錠されていることは当然であるし、そもそも平面図上の施錠予定個所が明らかになったところで、このことが納骨堂における犯罪を誘発し、本件宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認めがたい。また、図面の縮尺についても、将来的に納骨堂は多数の利用者が入場し、内部のおおよその寸法は明らかになるものであるから、図面の縮尺が公にされても、本件宗教法人の正当な利益が害されるとはいえない。

(c) したがって、納骨堂計画に係る平面図は、本号に該当しない。

f 納骨堂計画に係る立面図

(a) 納骨堂計画に係る立面図は、eの平面図と同様、本件宗教法人から実施機関に提出されたものである。実施機関が本号に該当するとして不開示とした当該図面については、平面図と同様、類似する図面が周辺住民等の説明会で配布等されているが、本審査会が調査したところによると、不開示とした立面図は、説明会で配布されたものとは異なり、高さや縮尺が記載されている。

(b) しかし、立面図は納骨堂の外観を表したものであり、納骨堂の完成後は不特定多数の者が目視により確認できる内容を記載したものに過ぎない。高さや縮尺も、前記eで述べた平面図と同様、公にされることにより本件宗教法人の正当な利益が害される情報とは認められない。

(c) したがって、納骨堂計画に係る立面図は、本号に該当しない。

g 納骨堂計画に係る面積算定図

(a) 納骨堂計画に係る面積算定図は、eの平面図と同様、本件宗教法人から実施機関に提出されたものであり、平面図に記載された情報に、寸法、室面積及びその算定式が記載されている。寸法及び室面積については、建築基準法に基づき閲覧に供されている配置図に記載された周囲の寸法及び縮尺等の情報から容易に推知される情報である。また、室面積の算定式についても、単に寸法から面積を算定するものに過ぎず、これ自体に独自のノウハウがあるものとは認められない。

(b) したがって、納骨堂計画に係る面積算定図は、公にされることにより本件宗教法人の正当な利益を害する情報とは認められず、本号に該当しない。

h 納骨堂計画に係る自動倉庫全体図

(a) 納骨堂計画に係る自動倉庫全体図は、eの平面図と同様、本件宗教法人から実施機関に提出されたもので、納骨箱を収納する自動倉庫の設計図であり、平面図、立面図及び面積算定図に記載された情報とは異なり、納骨堂の供用が開始された後も、一般人にはおよそ知りえない情報であるといえる。そして、自動倉庫の設計においては、建屋の構造強度及び寸法、設定基数等を総合的に考慮した上で設計図を作成する必要がある、そのように作成された図面には、これを作成する者の独自のノウハウが含まれるものといえる。したがって、納骨堂計画に係る自動倉庫全体図は(b)で述べる情報を除き、本号に該当する。

(b) 一方、図面のタイトル、作成日、縮尺、図面の番号、依頼者及び作成者である法人の名称、頁数、図面の規格(A3判であること。)並びに図面の枠の部分は、公にされることにより法人等の正当な利益を害する情報とは認められず、これらは本号に該当しない。

i 納骨堂計画に係る「ラック仕様」及び「厨子仕様及び荷姿条件」

(a) 納骨堂に係る「ラック仕様」及び「厨子仕様及び荷姿条件」も、eの平面図と同様、本件宗教法人から実施機関に提出されたもので、前記hで述べた自動倉庫全体図と同様に、作成者の独自のノウハウが含まれるものといえ、(b)で述べる情報を除き、本号に該当する。

(b) 一方、文書の件名、作成者のロゴを含む図面の枠の部分及び市の収受印は、公にされることにより法人等の正当な利益を害する情報とは認められず、これらは本号に該当しない。

イ 本件宗教法人以外の法人等に関する情報

次に、本件事業の計画地の周辺に所在する法人等に関する情報の本号該当性について、個々の文書ごとに検討する。

(ア) ○○○○○霊廟の承諾対象者について

a この文書は、3(3)オ(ア)においても述べた文書であり、本件事業の計画地から10m以内の土地所有者及び100m以内の居住者について、対象土地の地番及び所有者又は居住者並びに本件事業に対する承諾の状況が記載されている。

b 土地の所有者又は居住者が法人である場合の「承諾結果」の欄は、当該法人等の本件事業に対する意見を示すものであり、前記3(3)オ(ウ)cで述べた理由と同様の理由により、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認め

られるため、本号に該当する。

(イ) (仮称) ○○○○○○霊廟新築計画近隣対象者一覧表

a この文書は、3 (3) オ (ウ) においても述べた文書であり、実施機関は、本号に該当するものとして、説明対象となった法人等の名称や所在地のほか、以下に掲げる情報が記載されている。

(a) 「説明会・個別説明等の状況」欄

本件宗教法人と周辺住民等との個別のやり取りの経緯と内容 (説明日時や法人等の意見、法人等の対応や従業員の不在日時等の法人等の行動)

(b) 「周辺住民の意見」及び「承諾書の有無」欄

納骨堂計画に対する法人の意見

(c) 「周辺住民名簿番号」欄

本件公文書とは別に開示されている図面上に記載された当該周辺住民等の住所等に対応する番号 (3 (3) エの建物・土地番号)

(d) 「備考」欄

現地の状況やポストの有無のほか建物の名称など

b これらの情報のうち、法人等の名称及び所在地は、本号に該当しない。「周辺住民名簿番号」及び「備考」欄の記載内容 (c で述べる情報を除く。) についても同様である。

また、「説明会・個別説明等の状況」欄の記載のうち、説明会に出席した旨の記載は、説明会に出席した人には当該法人等が出席したことは明らかであり、公にされても当該法人等の正当な利益を害するとはいえず、本号に該当しない。

さらに、「承諾書の有無」の欄の記載のうち「企業等であり承諾書が不要である」旨の記載については、指導要綱第4条第7項第1号が、申請予定者が承諾を得るよう努めなければならないとしている対象者が「居住者」である旨を定めていることから、当該情報は、一般に明らかである事項で、公にされても法人等の正当な利益を害するとはいえず、本号に該当しない。

c 一方、「説明会・個別説明等の状況」欄、「周辺住民の意見」欄、「承諾書の有無」欄及び「備考」欄に記載された法人等の対応等や意見、当該法人等と本件宗教法人とのやり取りの内容については、前記3 (3) オ (ウ) c で述べた理由と同様の理由により、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当する。

(ウ) 本件事業に係る承諾書

承諾書は、本件事業の計画地の周辺に所在する法人等が本件事業について承諾したことが示されている文書であり、実施機関は、法人等の名称（印影を含む。）、所在地及び所有地を本号に該当するとして不開示としている。

これら法人等の名称、所在地及び所有地が本件事業に対する様々な意見や争いがある中で明らかになった場合は、周辺に居住する他の者との関係を損なう等、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、これらの情報は本号に該当する。

(エ) 納骨堂建設計画に対する御意見への見解書

この文書は、本件宗教法人に個別に意見を出した法人等に対し、本件宗教法人が回答を行った回答文書の送付文であり、実施機関は、法人等の名称（印影を含む。）及び所在地を本号に該当するとして不開示としているが、これらは送付文の宛名に過ぎないため、本号に該当しない。

5 条例第7条第6号（事務事業執行情報）該当性について

(1) 実施機関が条例第7条第6号に該当するとして不開示とした情報

実施機関は、本件決定3及び本件決定5において、市保健所環境衛生課（以下「環境衛生課」という。）から本件宗教法人に送付した「事前協議書に対する指摘・確認事項」、本件宗教法人から環境衛生課が受領した同文書に対する回答（電子メールに添付されて送信されたものを含む。）及び環境衛生課から本件宗教法人に送信した電子メールにおける「事業者への行政指導の内容」を条例第7条第6号（以下5において「本号」という。）に該当するとして、不開示としている。

この「事業者への行政指導の内容」は、本件宗教法人から環境衛生課に提出される事前協議書について、環境衛生課が規則等の基準を満たしているかを確認した上で、提出書類の不足、複数の提出書類間の記載の齟齬など、基準の適合性に疑義が生じたものについて、平成28年6月13日から同年9月23日までの間に、追加で書類の提出を求めたり、書類の修正を求めたりするなど、環境衛生課から本件宗教法人に指摘等したものの内容であり、これに対する本件宗教法人からの回答も含まれる。

(2) 本号の趣旨及び解釈

本号は、本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

「当該事務又は事業の遂行」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業の遂行も含まれるが、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が見過ごすことのできない程度のものをいう。そして、「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性では足りず、事務又は事業の適正な遂行への支障が生ずることについて一定の蓋然性が認められなければならない。

(3) 「事業者への行政指導の内容」の本号該当性

ア 実施機関は、行政指導は事業者の任意の協力によってのみ実現されるものであり、墓地行政においては、その内容が全て詳らかに公にされることとなると、宗教法人としての尊厳が損なわれることや第三者からの誹謗中傷の材料となることから、今後、同種の行政指導を行うに当たって、事業者が市の行政指導に応じなくなるおそれがあると主張する。

イ しかし、本件公文書に記載された「事業者の行政指導の内容」は、単に、環境衛生課による事前協議書の審査の過程で、規則等で定める基準の適合性に疑義が生じた点等について、本件宗教法人に指摘し、又は確認をしたものに過ぎない。この点を踏まえると、当該情報が公にされることにより、本件宗教法人の宗教法人としての尊厳が損なわれるおそれがあるとは認めがたいし、そもそも、このような指導に従わなければその後の墓地等の経営許可の申請が認められなくなるおそれがあるのであるから、現実的に本件宗教法人が指導に応じなくなるおそれは低いと考えられる。

ウ また、実施機関は、本件のような行政指導を行うことが公にされると、是正指導をしたこと自体から市の公正性・中立性に有らぬ疑念を生じさせるおそれが生じるとも主張しており、確かに周辺住民の反対運動が起きているような事案においては、そのようなおそれが一定程度あることは否定できない。

しかし、一般的に、事業者から何らかの申請があった場合で、これが審査基準を満たしていないようなときに、即座に申請の却下等を行うのではなく、申請書類の補正を求め、又は修正を指導することは、事業者に対する行政手続の観点からは、決して否定されるべきものではない。

むしろ、墓地等の経営許可の事務においては、事業者に対して市がいかなる指導をしたのかについては可能な限り開示しつつ、周辺住民

にも丁寧な説明を行っていくことが、市が果たすべき説明責任の観点からも望ましいものといえる。

エ 以上を踏まえると、実施機関が「事業者への行政指導の内容」を公にすることにより、実施機関が主張するような支障が生ずることについて一定の蓋然性があるとはいえず、当該情報は全て本号に該当しない。

6 部分開示せず不開示としたことの妥当性について

(1) 不開示とした公文書

実施機関は、本件決定1、本件決定4及び本件決定6において不開示決定を行っており、具体的に不開示とされている文書は、それぞれ別表1、別表4及び別表6のとおりである。

(2) 条例第8条第1項の趣旨及び解釈

条例第8条第1項は、実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合で、不開示情報が記録されている部分(以下「不開示部分」という。)を容易に区分して除くことができ、それにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示部分以外について部分開示しなければならないと定める。

これは、開示請求の対象となった公文書の一部に不開示情報が含まれていることを理由として、当然に公文書の全体を不開示とするのではなく、原則として部分開示することにより、最大限の開示を実現することをその趣旨とする。不開示部分を除いた残部が有意な情報でない場合は、「当該開示請求の趣旨が損なわれる」として、実施機関に部分開示する義務はないことになるが、いかなる情報が有意であるかについては、開示請求者と実施機関とで見解が異なることもあり得るから、当該情報の性質や対象公文書の性質のほか開示請求者の意向も総合的に考慮した上でこれを判断することが、条例第8条第1項の趣旨に沿うものであると解される。

(3) 不開示決定の妥当性

ア 実施機関は、不開示とした文書については、不開示部分を除いて開示したのでは開示請求の趣旨が損なわれると主張する。

イ 確かに、仮に、実施機関の本件決定における条例第7条各号該当性の判断が妥当であることを前提とすると、不開示とした文書を部分開示するとしても、開示請求者にはほとんど全ての情報が黒塗りされた文書が開示され、文書に記載された情報自体はほぼ開示されないこと

になる。

また、審査請求人は、文書を不開示とすることによって、市にどのような書類が提出されたのかを市民が知ることができなくなると主張するが、不開示とした公文書の件名は不開示決定通知書に記載されるのであるから、全てを不開示とした場合であっても、開示請求者は、当該公文書の件名を知ることができる。

ウ しかし、例えば文書の件名や表の枠のみが開示された文書であっても、その開示を受けることにより、市に提出された文書は何枚あったのか、どのような形式の文書であったのかなど、開示請求者が知ることのできる情報は決して少なくない。特に、本件公文書は、墓理法及び墓地条例に基づいて、宗教法人が納骨堂の経営許可申請を行うに当たって市に提出した文書であり、納骨堂の管理等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする墓理法の趣旨に照らし、本件事業の公益性を考慮すると、可能な限り開示されるべき文書であるといえる。

さらに、審査請求人は、本件開示請求に基づく公文書開示によって知りたいことは、事前協議が適正になされているかという点であり、文書全てを不開示とすることによって、その目的が達成できなくなる旨を主張しており、たとえ全ての記載を黒塗りにした文書の開示であるとしても、少なくとも審査請求人にとっては有意な情報の開示となるといえる。

エ しかも、本件決定における実施機関の判断の一部に妥当でない点があったことは、前記3から5までに述べたとおりであり、これにより開示されることとなる情報、本件公文書の性質及び審査請求人の意向を総合的に考慮すると、不開示情報を除くことによって当該開示請求の趣旨が損なわれると判断することは、条例第8条第1項の趣旨に照らし、妥当であるとはいえない。

オ したがって、実施機関が本件決定1、本件決定4及び本件決定6において、対象公文書の全部を不開示とした決定は妥当でなく、これらの文書の真に不開示とすべき情報に該当する部分を除いて部分開示をすべきである。

7 公文書の特定について

(1) 問題の所在

審査請求人は、本件開示請求2に対する実施機関の各決定において、事業者と市との間の電子メール、打合せ記録及び架電記録並びにこれらについての庁内での上司への報告文書が特定されていないこと、また、

周辺住民との面談記録については、逐一、公文書として記録化されて保健所長に対して報告されていることと比較すれば、事業者に対する対応について記録化されていないことが不自然であることなど、公文書の特定が十分でない旨を主張するので、実施機関による本件開示請求2に対する決定における公文書の特定が妥当であるか、以下検討する。

(2) 事業者と市間の協議等の経緯

実施機関の説明によると、宗教法人から手続について委任を受けた事業者と市との間の協議等は、概ね以下のように行われていたと認められる。

ア 宗教法人の納骨堂経営許可に係る一連の手続に関し、事業者から環境衛生課に書類が提出され、環境衛生課では、当該提出書類が市規則等で定める基準を満たしているか等を確認していた。

イ 事業者から提出される書類は、①標識設置報告書、②説明実施報告書、③協議状況報告書、④意見に対する見解書の写し及び⑤事前協議書（添付書類を含む。）であり、環境衛生課は、これらが市規則等で定める基準を満たしていることを確認した後、市保健福祉局健康部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）に進達していた。

ウ 環境衛生課担当者が提出書類を確認する際、事業者等に指摘・確認すべき事項はメモとして記録していたが、これは担当者限りのもので、かつ事業者等に指摘・確認事項を伝え、書面での指摘・確認事項を作成し、又は事前協議書の審査票を作成するための一時的な記録であり、事業者等への伝達又は指摘・確認事項若しくは事前協議書の審査票の作成が完了した後は、当該メモは廃棄していた。

エ 事業者との送受信メールについては、課ごとに保存できる電子メールの容量が定められているため、前記イの①から④までの書類に関連して事業者とやり取りした電子メールは、それぞれの書類を生活衛生課に進達した後、保存する必要がないものとして削除した。

一方、⑤の事前協議書に関して事業者及び宗教法人とやり取りした電子メールについては、本件開示請求2がなされた時点で削除していなかったため、開示文書として特定した。

オ 平成27年10月頃から住民からの反対意見が出始めたため、宗教法人が環境衛生課に来庁した際は、環境衛生課長も担当者とともに対応することとしており、その他上司への報告は口頭で行っていたため、報告のための文書は作成していなかった。

カ 環境衛生課から事業者等に電子メールの添付文書として送信した「事前協議書に対する指摘・確認事項」と、宗教法人から書面で提出された「指摘・確認事項」の回答は、事前協議書の参考資料として保

存している。

(3) 各文書が特定されていないことの妥当性

ア 上司への報告文書

前記(2)オに述べた実施機関の説明によると、上司への報告文書を作成していない点に不自然、不合理な点は認められない。

イ 事業者との打合せ記録・架電記録

前記(2)に述べた実施機関の説明によると、事業者に指摘・確認すべき事項は、まず、担当者がメモとして記録し、これをもとに事業者等に対する「指摘・確認事項」や審査票を作成して事業者等との協議・調整を行い、これら以外に打合せ記録や架電記録は作成していないとのことであり、この点に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 事業者等からの受信メール

前記(2)エに述べた実施機関の説明によると、課ごとに保存できる電子メールの容量の関係から事業者からの受信メールは、生活衛生課に進達した後、保存しておく必要がないものとして削除したとのことである。

また、審査請求人は、電子メールも公文書に該当する旨主張するが、実施機関は、この点について争っておらず、現に本件決定5において、電子メールが対象公文書として特定されている。

これらの点を勘案すると、受信メールを削除したことが公文書管理規則に反するか否かは別として、少なくとも本件開示請求2がなされた時点において、平成28年6月12日以前の受信メールが存在しないことについて、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

エ 事業者等への送信メール

環境衛生課が平成28年6月12日以前の送信メールを削除したことについて、実施機関の説明に不自然、不合理な点が認められないことはウで述べた受信メールと同様である。

一方、本審査会が調査したところ、実施機関が定める千葉市行政情報ネットワークの管理に関する取扱要領57(1)において、「システム課長は、外部ネットワークに送信された電子メールの複製を取得し外部媒体に保存の上、7年間保存するものとする」と定められていることが確認され、環境衛生課が削除した送信メールのバックアップデータが、実施機関の情報システムを所管する総務局情報経営部情報システム課(以下「情報システム課」という。)において保存されている可能性があるため、この点について(4)で述べる。

(4) 外部ネットワークに送信された電子メールのバックアップデータの開

示可能性

ア 調査の結果判明した事実

本審査会が情報システム課に対して調査したところ、以下の事実が認められた。

- (ア) 市から外部ネットワークへ送信するメールのデータについては、送信される都度、システムのサーバ内でバックアップデータとして特殊なデータ形式に変換され、その後、当該バックアップデータ（以下「本件バックアップデータ」という。）は、情報システム課において長期間保存するための特殊な磁気テープに7年間保存される。
- (イ) 市で使用する情報ネットワークシステムの設計・構築・運用業務は、実施機関から事業者に委託されており、前記の本件バックアップデータの作成及び磁気テープへの保存は、委託事業者が行っている。

しかし、作成された本件バックアップデータをもとにシステムで使用しているサーバ内のデータを復元する作業は通常の業務では想定されていないことから、実施機関と事業者との契約には含まれておらず、また、当該サーバや当該サーバ内のプログラムは全て委託事業者が所有しているもので、情報システム課をはじめとする実施機関の職員にはこれらを使用する権限はない。

- (ウ) 本件バックアップデータが保存された磁気テープは、特殊な機器がなければ読み込むことができず、仮に読み込めたとしても本件バックアップデータを判読できる状態にするためには、もとのデータ形式に復元する必要がある。

しかし、実施機関は当該読み込みや復元をするための機器やプログラムを保有しておらず、これを行うためには、専門の事業者へ委託する必要がある。そして、仮に、1か月の期間を指定し、送信元と送信先を特定した上で外部への送信メールを読み込んで検索し、さらに判読できる状態に復元することを事業者へ委託する場合、約36万円の委託料が必要となることが見込まれる。

イ 公文書開示請求に関する情報公開条例等の規定及び趣旨

- (ア) 条例第2条第2項は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」を原則として「公文書」に該当すると規定する。そして、条例第5条は、何人も条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の開示を請求することができるとする。

(イ) 条例第7条は、実施機関は、開示請求があったときは、同条各号のいずれかに該当する不開示情報を除き、当該公文書を開示しなければならないとしている。

そして、条例第16条第1項は、その全部又は一部を開示することが決定された公文書の開示の実施について定め、「電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により」開示を行うものとされている。

(ウ) 条例第16条第1項を受け、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号。以下「施行規則」という。）第8条及び別表は、電磁的記録の開示は、「閲覧若しくは視聴（専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力したものの閲覧に限る。）」又は「写しの交付（用紙に出力したもの又はフロッピーディスク若しくはコンパクトディスクに複製したものの交付に限る。）」により行うものとする一方で、同表の備考第7項は、「電磁的記録の開示は、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものにより行う」ものとしている。

(エ) 電磁的記録の中には、災害によるデータ消失時の復旧や犯罪の捜査など極めて特殊な状況においてその機能を果たすことが予定され、通常はその内容を人に直接認識させることを予定しておらず、そのため、実施機関が保有する通常の設備や技術ではその情報内容を直接認識することができないような方式で作成されるものもあり得るが、そのような電磁的記録についてまで、理論的に開示可能であるからといって、その実質的な情報内容の開示のためにあらゆる手段を尽くし、特別の費用をかけてまで措置を講ずべき義務を条例が実施機関に課しているとは解し難い。

このことから、条例第16条第1項は、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により開示を行うものとし、施行規則別表の備考第7項は、電磁的記録の開示は、実施機関がその保有するプログラムによって行うことができるものに限定しているものと解される。

ウ 本件バックアップデータの開示義務

(ア) 以上を踏まえて、実施機関は、その保有する本件バックアップデータを開示ができる状態に復元し、これを開示請求者に開示する義務があるか、検討する。

(イ) まず、本件バックアップデータは、判読ができるか否かは別として、実施機関の職員が職務上取得した電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものに当たり、条例第2条第2項の「公文書」に該当する。

(ウ) しかし、ア(ウ)で述べたとおり、本件バックアップデータは、施行規則別表の備考第7項の「実施機関がその保有するプログラム(略)により」開示を行うことができないことから、条例第16条第1項及び施行規則の規定により開示することができないことになる。

しかも、本件バックアップデータについては、そもそもその記録されている内容を確認することができず、不開示情報の該当性について判断することができないのであるから、結局、公文書の開示を行うための手続を行うことは不可能である。

したがって、そのような電磁的記録は、条例第2条第2項の「公文書」には該当するものの、その性質上、開示をするための前提を欠くものであり、条例の合理的解釈からは、条例第7条が実施機関に開示を義務付ける公文書として、かかる電磁的記録を想定しているものとは解し難い。

(エ) よって、本件データは、条例第7条が実施機関に開示を義務付けている電磁的記録には該当しないものといわざるを得ない。

エ 小括

以上から、環境衛生課が既に削除した平成28年6月12日以前の事業者への送信メールについては、そのバックアップデータが実施機関が保管する磁気テープに保存していると考えられ、当該データは公文書には該当するものの、実施機関がこれを開示しなかったことは、結論として妥当である。

8 審査請求人のその余の主張について

以上に述べたほか、審査請求人は種々の主張をするが、本件処分の妥当性における本審査会の判断を左右するものではないため、言及しない。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 附帯意見

本件決定の妥当性については以上に述べたとおりであるが、審査請求人

は、本件開示請求2において電子メール等が対象文書として特定されなかったことについて強く反論しており、公文書管理規則に違反する旨まで主張する。本審査会は、公文書開示決定等に関する実施機関からの諮問に応じて調査審議をするものであり（条例第20条第1項）、市における公文書管理の妥当性は、直接的には、本審査会が審議すべき事項ではないものの、情報公開制度が適切に運用されるためには公文書が適正に管理されていることが必要であることから、この点について、以下のとおり附帯意見を述べる。

- 1 情報処理技術が進展し、日常的に電子メールが活用される現代にあって、公文書管理を適正に行っていくためには、電子メールも公文書として適正に取り扱っていくことが求められることは当然である。市においては、このことを十分認識し、市民等の不信感を招くことのないよう、電子メールを適正に管理するよう、要望する。
- 2 また、前記第5の7（4）で述べた送信メールのバックアップデータについては、これを開示しなかったことは結論において妥当ではあるが、市においては、保有する目的、期間、復元方法等について改めて検討するよう、要望する。

別表 1 (本件決定 1 : 不開示決定)

1 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式【文書 5】

番号	公文書の件名	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分 (不開示事由)
(1)	自動倉庫全体図	第 3 号	右記以外	図が描かれている部分及び仕様の表 (第 3 号) 並びに作成者個人の氏名 (第 2 号)
(2)	自動倉庫ラック仕様	第 3 号	文書の件名、作成者のロゴを含む図面の枠の部分及び市の收受印	左記以外 (仕様・条件の詳細) (第 3 号)
(3)	厨子仕様及び荷姿条件	第 3 号	文書の件名、作成者のロゴを含む図面の枠の部分及び市の收受印	左記以外 (仕様・条件の詳細) (第 3 号)
(4)	返済に関する計画書 (〇〇〇〇合計 2,430 区画収支計算・計画書)	第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> ○文書の件名、頁数、冒頭の表の項目欄 (「年度」の行及び列。2 行目を除く。) 並びに「I 収入」のうち「使用料」及び「管理料」の行 ○注記 (「※ 1」～「※ 7」) 中の次を除く記載 <ul style="list-style-type: none"> ・※ 2 の檀信徒の割合及びお布施額増加分の平均額の見込み ・※ 3 の人数 ・※ 6 の記載内容全て ○厨子単価及び管理料の表 ○販売基数推移の表 ○人件費の表のうち「人件費」、「職員」、「パート」及び「名」の文字 ○市の收受印 ○「総事業費 (予算)」の表の上部の文字並びに「合計」及び「借入金額」の行 	左記以外 (収支計画の詳細) (第 3 号)
(5)	収支計算・計画書の裏付け資料 (融資に関する書類)	第 3 号	融資交渉を継続していることの説明書のうち、右記以外	融資交渉を継続していることの説明書のうち、金融機関名及び本文 3 行目から 9 行目まで (交渉内容や借入条件の詳細) (第 3 号)
			証書貸付計算書のうち、文書の件名、本件宗教法人の名称及び市の收受印	証書貸付計算書のうち、左記以外 (貸付条件の詳細) (第 3 号)
			金銭消費貸借契約証書のうち、文書の件名、「債務者」の欄及び市の收受印	金銭消費貸借契約証書のうち、左記以外 (契約内容の詳細) (第 3 号)
			ご融資金払込明細表のうち、文書の件名及び宛名の部分	ご融資金払込明細表のうち、左記以外 (払込状況の詳細) (第 3 号)
(6)	議事録	第 3 号	責任役員会議議事録のうち、文書の件名及び日付、時間、項目、原本と相違ない旨の文章並びに市の收受印	責任役員会議議事録のうち、左記以外 (議事の詳細) (第 3 号)
			〇〇〇〇〇〇霊廟建設計画概要書のうち、文書の件名及び日付並びに項目	〇〇〇〇〇〇霊廟建設計画概要書のうち、左記以外 (計画の詳細) (第 3 号)
			計画変更に至る意思決定の説明書のうち、右記以外	計画変更に至る意思決定の説明書のうち、責任役員の氏名 (第 2 号)
			平成 28 年 7 月 29 日付け意思決定の説明書のうち、右記以外	平成 28 年 7 月 29 日付け意思決定の説明書のうち、文書の件名の 1 文字目から 12 文字目までの部分、本文 1 行目から 7 行目までの部分及び本文 8 行 1 文字目から 12 文字目までの部分 (借入方法の詳細) (第 3 号)

(7)	収支計算書内訳表 (損益計算書を含む。)	第3号	右記以外	金額等の数字を記載する部分及び配賦基準の表(第3号)
(8)	財産目録	第3号	平成23年、平成24年及び平成25年の文書のうち、右記以外	平成23年、平成24年及び平成25年の文書のうち、「数量」、「金額」及び「備考」の欄(基本財産の合計金額を除く。)(第3号)
			平成26年以降の文書のうち、右記以外	平成26年以降の文書のうち、「区分・種類」(「特別財産」等の大きな区分を除く。、「数量」、「金額」及び「備考」の欄並びに小計及び合計の金額を記載する部分(基本財産の合計金額を除く。)(第3号)
			取得不動産の説明に係る文書のうち、文書の件名、土地及び建物の所在地、地目、建物の区分、面積、建物の構造及び新築年月日	取得不動産の説明に係る文書のうち、左記以外(購入代金、税額その他の取得不動産の詳細)(第3号)
(9)	平面図、立面図、面積算定図	第3号	全て	なし
(10)	支払済み細及び今後の支払い予定明細	第3号	右記以外	支払いの日付及び金額を記載する部分(総事業費の合計額を除く。)、取引先金融機関、借入金の額、仏像の製作に係る発注先並びに「備考」欄の金額(第3号)
(11)	契約書	第3号	法人等と本件宗教法人との契約書等のうち、文書の件名、当事者を表す項目(本件宗教法人の仮代表役員の氏名及び印影を除く。)、本件宗教法人及び取引先(不動産の仲介事業者及び仏像の製作に係る発注先を除く。)の名称並びにこれらの代表者の氏名並びにこれらの印影	法人等との契約書等のうち、左記以外(契約の詳細)(仮代表役員の氏名及び印影並びに担当者氏名は第2号、その他は第3号)
			個人と本件宗教法人との金銭消費貸借契約証書のうち、文書の件名、「貸主(甲)」、「借主(乙)」、「住所」及び「氏名」の文字、本件宗教法人の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印影並びに市の收受印	個人と本件宗教法人との金銭消費貸借契約証書のうち、左記以外(契約の詳細)(第2号)
			構造計算適合性判定申請書のうち、右記以外	構造計算適合性判定申請書のうち、手数料の金額(第3号)及び係員印(第2号)
(12)	金融機関を介した明細	第3号	預金通帳の写しのうち、市の收受印及び頁数	預金通帳の写しのうち、左記以外(預金通帳の詳細)(第3号)
			残高証明書のうち、文書の件名及び市の收受印	残高証明書のうち、左記以外(預金残高の詳細)(第3号)
			領収証のうち、右記以外	領収証のうち、日付、金額、収入印紙及び割印並びに不動産仲介事業者の所在地、名称並びに代表者の氏名及び印影(第3号)
			金融機関の振込受付書のうち、文書の件名及び市の收受印	金融機関の払込受付書のうち、左記以外(金融機関及び振込みの詳細)(第3号)
			「承認結果<総合振込>」のうち、文書の件名及び市の收受印	「承認結果<総合振込>」のうち、左記以外(金融機関及び振込みの詳細)(第3号)(第3号)
(13)	納骨堂希望者名簿	第2号 第3号	文書の件名、項目、通し番号、頁数、本件宗教法人の名称、市の收受印及び訂正の人数等に関する文章	左記以外(希望者の氏名及び住所)(第2号)
(14)	委任状	第3号	全て	なし

別表2（本件決定2：部分開示決定）

1 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式【文書5】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	納骨堂の概要（納骨堂経営許可事前協議書（鑑））	納骨堂希望者の千葉市民の数	第3号	納骨堂希望者の千葉市民の数	なし
(2)	別紙 納骨堂経営計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・葬儀件数、儀式件数、設定基数に係る数（アンケート結果の割合、典礼数）、納骨堂希望者世帯数及び檀信徒数 ・設置の費用と収支に関する金額、返済方法、金利、返済期間及び人件費の人数 	第3号	設定基数に係る数（本件宗教法人のアンケート調査結果の割合を除く。）、納骨堂希望者世帯数、寺院建築を含めた総事業費の総合計額、借入金金額、納骨堂設置に係る費用及び収支計画のうち設置費用合計額、維持管理費10年分合計額、総合計額、「収入」欄の金額、「使用料等」の記載及び納骨堂維持管理費の合計金額	左記以外の不開示とした情報（儀式・典礼数、檀信徒数及び信者のうち墓地等を持っていない者や納骨堂の購入を希望する者の割合、自己資金及び返済条件の詳細、取引先金融機関並びに各費用の内訳）（第3号）
(3)	〇〇〇〇 〇〇霊廟 使用料等 規定	金額	第3号	全て	なし
(4)	〇〇〇〇 2,430区 画収支計 算・計画 書	金額及び人件費の人数	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○「I収入」のうち「使用料」、「管理料」及び「小計」の行 ○注記中の納骨堂使用料の金額及び取引先 ○厨子単価及び管理料の表の金額 	左記以外の不開示とした部分（収支計画の詳細）（第3号）
(5)	宗教法人 法規則	責任役員の氏名及び印影	第2号	なし	責任役員の氏名及び印影（第2号）
(6)	確認済証	確認を行った確認検査員氏名、適合判定通知書の番号、適合判定通知書の交付年月日及び適合判定通知書の交付者	第3号	全て	なし
(7)	公図編纂 図	個人の氏名、住所及び印影	第2号	なし	不開示とした部分全て（第2号）
(8)	地積測量 図	個人の氏名及び立会日	第2号	個人の氏名のうち立会人代理人である弁護士の名義及び氏名並びに立会日	左記以外の不開示とした部分（弁護士以外の個人の氏名）（第2号）
		作製者の法人の名称、代表者の氏名及び住所並びに印影並びに作製日	第3号	全て	なし

別表3（本件決定3：部分開示決定）

1 納骨堂経営計画標識設置報告書の決裁文書（標識記載事項変更届（2回目）を含む。）【文書1】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	地積測量図（H27.9.17設置分）	個人の氏名、立会日	第2号	個人の氏名のうち立会人代理人である弁護士の名及び氏名並びに立会日	左記以外の不開示とした部分（弁護士以外の個人の氏名）（第2号）
		作製者の法人の名称、代表者の氏名及び住所並びに印影並びに作製日	第3号	全て	なし
(2)	地積測量図（H28.2.8変更分）	個人の氏名、立会日	第2号	(1)と同様	(1)と同様（第2号）
		作製者の法人の名称、代表者の氏名及び住所並びに印影並びに作製日	第3号	全て	なし

2 納骨堂経営計画説明実施報告書の決裁文書一式【文書2】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	納骨堂経営計画説明実施報告書の結果まとめ	個人の氏名	第2号	なし	個人の氏名（第2号）
(2)	説明対象者について（「承諾対象者について」を含む。）	個人の氏名、添付資料No.及び承諾結果	第2号	「居住者（ゼンリン）」欄の氏名及び「添付資料No.」欄の番号	左記以外の不開示とした情報（「居住者（ゼンリン）」欄以外の個人の氏名及び「承諾結果」欄の記載）（法人の「承諾結果」欄の記載は第3号、その他は第2号）
(3)	〇〇〇〇本堂及び納骨堂計画説明会次第（平成27年10月16・18日、12月23日）並びに説明会における質疑一覧（説明会等において配布した資料）	・説明会次第の個人の氏名 ・説明会における質疑一覧の個人の氏名、住所及び電話番号	第2号	説明会における質疑一覧の「電話番号」欄のうち空欄の部分	左記以外の不開示とした情報（個人の氏名、住所及び電話番号）（第2号）
(4)	説明者の氏名及び所属を記載した書類	宗教法人〇〇〇〇代表役員以外の説明者の氏名	第2号	なし	全ての不開示とした情報（個人の氏名及び役職）（第2号）

(5)	納骨堂建設計画説明会出席者リスト、議事録及び説明実施風景の写真	<ul style="list-style-type: none"> 第1回～第4回の説明会出席者リストの個人の氏名、住所及び電話番号 第1回～第4回の議事録の近隣住民出席者の氏名及び個人を特定する内容 第1回～第4回の説明実施風景の写真 〇〇〇〇説明会出席者リストの個人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号並びに備考 	第2号	<ul style="list-style-type: none"> 第1回～第4回の説明実施風景の写真(個人の顔以外の部分) 〇〇〇〇説明会出席者リストの「備考」欄のうち、「多数質問。」「大反対。」「住所に疑義あり。」「住所不完全の為、電話番号から推測。」「夫婦で出席。」並びに親族の出席状況及び署名の状況の記載 	左記以外の不開示とした部分(個人の氏名、役職、住所及び電話番号、議事録の記載のうち特定の個人を識別できるもの及び公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの、写真の個人の顔の部分並びに説明会出席者リストの記載のうち特定の個人を識別できるもの)(第2号)
(6)	(仮称) 〇〇〇〇 〇〇霊廟 新築計画 近隣対象者一覧表 (修正版を含む。)	近隣対象者一覧表の個人の氏名、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民の意見、承諾書の有無、周辺住民名簿番号及び備考	第2号	氏名及び住所が空欄であり、かつ、「備考」欄に現地の状況として、個人が居住する建物の建物番号が記載されていない行の記載	左記以外の不開示とした個人に関する情報(個人の氏名、住所、説明の状況、周辺住民名簿番号及び「備考」欄の記載)(第2号)
		近隣対象者一覧表の法人等の名称、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民名簿番号及び備考	第3号	右記以外の不開示とした法人等に関する情報	法人等に関する「説明の状況」欄の各欄の記載(「説明会・個別説明等の状況」欄の説明会に出席した旨の記載及び「承諾書の有無」欄の「企業等であり承諾書が不要である」旨の記載を除く。)並びに「備考」欄に記載された法人等の対応等及び当該法人等と本件宗教法人とのやり取りの内容(第3号)
(7)		近隣対象者一覧表修正版の個人の氏名、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民の意見、承諾書の有無、周辺住民名簿番号及び備考	第2号	9ページ中の土地の所在地並びに「周辺住民名簿番号」欄に記載された土地番号及び「備考」欄の記載	左記以外の不開示とした個人に関する情報(個人の氏名、住所、説明の状況、周辺住民名簿番号及び「備考」欄の記載)(第2号)
		近隣対象者一覧表修正版の法人等の名称、住所、説明会・個別説明等の状況、周辺住民の意見、承諾書の有無、周辺住民名簿番号及び備考	第3号	右記以外の不開示とした法人等に関する情報	法人等に関する「説明の状況」欄の各欄の記載(「説明会・個別説明等の状況」欄の説明会に出席した旨の記載を除く。)(第3号)
(8)	承諾書(その他市長が必要と認める書類)	個人の氏名、住所及び印影	第2号	なし	全ての不開示とした情報(個人の氏名、住所及び印影)(第2号)
(9)		法人の名称、住所、代表者氏名、印影及び所有地の地番	第3号	なし	全ての不開示とした情報(法人の名称、住所、代表者氏名、印影及び所有地の地番)(第3号)

3 納骨堂経営計画協議状況報告書の決裁文書一式【文書3】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	協議対応記録	<ul style="list-style-type: none"> ・意見申出者の個人の氏名 ・説明会における意見の概要の個人の氏名及び個人に関わる内容 ・説明会以外の個別に協議を行った際の意見の概要、受理日・受理方法、協議年月日、条例第6条第3項、協議内容、当該意見に対する見解及び措置方針 	第2号	右記以外の不開示とした部分	個人の氏名及び役職（個人が特定できるもののみ）並びに「意見の概要」の欄のうち個別に協議を行ったもの並びに説明会における発言内容中の特定の個人の所有地の位置に関する記載並びに特定の個人の健康状態及び賞罰等の状況に関する記載（第2号）
(2)	協議状況報告書の確認事項	個人の氏名、確認事項、回答	第2号	右記以外の不開示とした情報	個人の氏名（第2号）
(3)	協議状況一覧表	個人の氏名、個別の意見受理日・受理方法、協議年月日	第2号	「意見受理日・受理方法」欄及び「協議方法・年月日」欄	左記以外の不開示とした情報（個人の氏名）（第2号）
(4)	説明会における質疑回答一覧（第1回～第3回説明会の出席者に対して送付した書面）	個人の氏名	第2号	なし	個人の氏名（第2号）
(5)	その他協議対応記録	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、個人に関わる内容 ・説明会以外の個別に協議を行った際の意見の概要、受理日・受理方法、協議年月日、条例第6条第3項、協議内容、当該意見に対する見解、措置方針 	第2号	右記以外の不開示とした情報	個人の氏名（弁護士の氏名を除く。）（第2号）

4 見解書送付状況報告書の決裁文書一式【文書4】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	納骨堂建設計画に対するご意見への見解書の送付文（鑑）	個人の氏名	第2号	なし	個人の氏名（第2号）
		法人等の名称	第3号	法人等の名称	法人等の担当者の氏名（第2号）

5 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式【文書5】

番号	公文書の 件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当で ある部分（不開示事由）
(1)	事前協議 審査票	責任役員会議事録の 日付、金融機関名、自 己資金、借入金、設置 費用等に関する内容	第3号	右記以外の不開示と した情報	<ul style="list-style-type: none"> ○取引先金融機関 ○自己資金の支払済金額及 び支払済みでない金額 ○借入金の年間返済額、金 利、返済期間及び借入れ の状況（借入金の合計額 を除く。） ○口座数及び預金残高 ○法務収入の見込額（増額 見込額並びに増額見込に おける檀信徒の割合数及 びお布施の見込額を含 む。） ○「記事・総合意見」欄の 3（1）の20行21文字 目から21行15文字目ま で及び最終行の括弧内の 記載（取引先金融機関と の交渉内容） ○利子の支払の年月 ○収支計算・計画書の費用 の按分割合並びに10年間 の支出合計額及び収支差 額 （いずれも第3号）
(2)	事前協議 審査票(進 達文書)	責任役員会議事録の 日付、金融機関名、自 己資金、借入金、設置 費用等に関する内容	第3号	(1)と同様	(1)と同様（第3号）
(3)	現地調査 報告書	個人の氏名	第2号	なし	個人の氏名及び役職（第2 号）

(4)	事前協議書に対する指摘・確認事項等	個人の氏名	第2号	なし	個人の氏名及び役職(第2号)
		法人の議事録、収支計算書、財産目録等に関する内容	第3号	右記以外の法人等に関する情報	<p>○取引先金融機関、金額(総事業費並びに自己資金及び借入金)の総額を除く。)及び金利</p> <p>○平成28年6月13日(日付記載なし)質問文書(「○○○○○霊廟事前協議書に対する指摘・確認事項」との表題)中「8 通帳の写し」の通帳記載の日付並びに6行目及び7行目(借入の状況)</p> <p>○平成28年6月23日付け回答文書中「4 収支計算書」の【参考】の記載(収支計算書を作成していない経緯)、「7 支払済み明細及び支払予定明細(明細表)、契約書」の仏像製作の発注先並びに「8 通帳の写し」の通帳記載の日付及び15行目から20行目まで(借入の状況)</p> <p>○平成28年7月29日付け質問文書中「5 議事録」の8行目から9行16文字目まで(借入の状況)</p> <p>○平成28年8月9日付け回答文書中「5 議事録」の18行目から19行16文字目まで及び21行2文字目から16文字目まで(借入の状況)</p> <p>○平成28年8月5日付け質問文書中「○収支計画表」の2行目から4行目まで及び8行27文字目から10行10文字目まで(借入の状況及び取引先金融機関の回答内容)、「○責任役員会議事録」の1行18文字目から4行20文字目まで(借入の状況)並びに「○口座通帳の写し」の通帳記載の日付及び5行目から7行目まで(借入の状況)</p> <p>○平成28年8月5日付け質問文書に対する同月12日付け回答文書中「○収支計画表」の6行目から11行目まで、15行27文字目から17行10文字目まで及び19行8文字目から34文字目まで(借入の状況及び取引先金融機関の回答内容)、「○責任役員会議事録」の1行18文字目から4行20文字目まで(借入の状況)並びに「○口座通帳の写し」の通帳記載の日付及び6行目から11行目まで(借入の状況)</p> <p>○平成28年9月23日付け回答文書中(2)の通帳記載の日付(いずれも第3号)</p>
	事業者への行政指導の内容		第6号	全て(前記の第3号に該当する部分を除く。)	なし

6 住民からの相談記録【文書8】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	市民との対応記録	個人の氏名、性別、肩書き、電話番号、内容	第2号	右記以外の不開示とした部分	個人の氏名、連絡先、所属自治会及び役職・肩書等（個人が特定できるおそれのあるもののみ）並びに個人の意見、発言内容、様子及び態度を記載した部分（第2号）

別表4（本件決定4：不開示決定）

1 納骨堂経営許可事前協議に係る必要状況調査の実施の決裁文書一式【文書6】

番号	公文書の件名	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	納骨堂希望者名簿	第2号 第3号	文書の件名、本件宗教法人の名称、項目欄、番号及び頁数	左記以外（希望者の氏名及び住所）（第2号）

2 納骨堂事前協議の実施に基づく関係各課の意見を照会する決裁文書一式【文書7】

番号	公文書の件名	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	納骨堂の配置及び構造を示す平面図、立面図、断面図	第3号	全て	なし

別表5（本件決定5：部分開示決定）

1 納骨堂経営許可事前協議に係る必要状況調査の実施の決裁文書一式【文書6】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	事前協議に係る必要状況調査の実施に関する起案文書	起案用紙の納骨堂希望者の数	第3号	全て	なし

2 納骨堂事前協議の実施に基づく関係各課の意見を照会する決裁文書一式【文書7】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	関係各課の意見照会に関する起案文書	「納骨堂の概要」の納骨堂希望者の千葉市民の数	第3号	全て	なし
(2)	地積測量図	個人の氏名及び立会日	第2号	個人の氏名のうち立会人代理人である弁護士 の肩書及び氏名並びに立会日	左記以外の不開示とした部分（弁護士以外の個人の氏名）（第2号）
		作製者の法人の名称、代表者の氏名及び住所並びに印影並びに作製日	第3号	全て	なし

3 住民からの相談記録【文書8】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	住民からの相談記録	個人の氏名、性別、肩書、電話番号、相談内容	第2号	右記以外の不開示とした部分	個人の氏名、連絡先、所属自治会及び役職・肩書等（個人が特定できるおそれのあるもののみ）並びに個人の意見、発言内容、提出した資料、様子及び態度を記載した部分（第2号）

4 事前協議書に対する指摘・確認事項を送付した電子メール及び添付ファイル【文書9】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	事前協議書に対する指摘・確認事項を送付した電子メール及び添付ファイル	個人の氏名、電子メールアドレス	第2号	「[mailto:]」の文字	左記以外の不開示とした情報（個人の氏名及び役職並びに電子メールアドレス）（第2号）
		法人の議事録、収支計算書、財産目録等に関する内容	第3号	右記以外	<ul style="list-style-type: none"> ○取引先金融機関及び金額（自己資金及び借入金の総額を除く。） ○平成28年6月13日（日付記載なし）質問文書中「8通帳の写し」の通帳記載の日付並びに6行目及び7行目（借入の状況） ○平成28年7月29日付け質問文書中「5 議事録」の8行目から9行16文字目まで（借入の状況） ○2016年8月5日送信の電子メール中本件宗教法人の借入先（個人）の人数、借入れの状況及び借入金の返済計画 ○平成28年8月5日付け質問文書中「○収支計画表」の2行目から4行目まで及び8行27文字目から10行10文字目まで（借入の状況及び取引先金融機関の回答内容）、「○責任役員会議事録」の1行18文字目から4行20文字目まで（借入の状況）並びに「○口座通帳の写し」の通帳記載の日付及び5行目から7行目まで（借入の状況）（いずれも第3号）
		事業者への行政指導の内容	第6号	全て（前記第3号に該当する部分を除く。）	なし

別表6（本件決定6：不開示決定）

1 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式（差替文書）【文書5】

番号	公文書の件名	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	返済に関する計画書（平成28年4月13日差替え〇〇〇〇5,076基収支計算・計画書）	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○文書の件名、頁数、冒頭の表の項目欄（「年度」の行及び列）並びに「I収入」のうち「使用料」及び「管理料」の行 ○注記（「※1」～「※5」）中の次を除く記載 <ul style="list-style-type: none"> ・※2の檀信徒の割合 ・※5の金利及び借入年数 ○厨子単価及び管理料の表 ○販売基数推移の表 ○人件費の表のうち「人件費」、「社員」、「パート」及び「名」の文字 	左記以外（収支計画の詳細）（第3号）
(2)	収支計算・計画書の裏付け資料（融資に関する書類）（平成28年4月13日差替え）	第3号	融資交渉を継続していることの説明書のうち、右記以外	融資交渉を継続していることの説明書のうち、金融機関名及び本文3行目から9行目まで（交渉内容や借入条件の詳細）（第3号）
(3)	支払済明細及び今後の支払い予定明細（平成28年4月13日差替え）	第3号	右記以外	支払いの日付及び金額を記載する部分（第3号）
(4)	契約書（平成28年4月13日差替え注文請書）	第3号	文書の件名、当事者を表す項目並びに本件宗教法人及び取引先の名称並びにこれらの代表者の氏名並びにこれらの印影	左記以外（契約の詳細）（第3号）
(5)	納骨堂希望者名簿（平成28年4月13日差替え）	第2号 第3号	文書の件名、項目、通し番号、頁数及び本件宗教法人の名称	左記以外（希望者の氏名及び住所）（第2号）
(6)	納骨堂希望者名簿（平成28年5月6日差替え）	第2号 第3号	文書の件名、項目、通し番号、頁数、本件宗教法人の名称及び市の収受印	左記以外（希望者の氏名及び住所）（第2号）
(7)	納骨堂希望者名簿（平成28年6月23日差替え）	第2号 第3号	文書の件名、項目、通し番号、頁数、本件宗教法人の名称及び市の収受印	左記以外（希望者の氏名及び住所）（第2号）
(8)	自動倉庫ラック仕様（平成28年8月9日差替え）	第3号	文書の件名、作成者のロゴを含む図面の枠の部分及び市の収受印	左記以外（仕様・条件の詳細）（第3号）
(9)	返済に関する計画書（平成28年8月9日差替え〇〇〇〇合計3,000区画収支計算・計画書）	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ○文書の件名、頁数、冒頭の表の項目欄（「年度」の行及び列）並びに「I収入」のうち「使用料」及び「管理料」の行 ○注記（「※1」～「※5」）中の次を除く記載 <ul style="list-style-type: none"> ・※2の檀信徒の割合及びお布施額増加分の平均額の見込み ・※5の金利及び借入年数 ○厨子単価及び管理料の表 ○販売基数推移の表 ○人件費の表のうち「人件費」、「職員」、「パート」及び「名」の文字 	左記以外（収支計画の詳細）（第3号）
(10)	平面図、立面図、面積算定図（平成28年8月9日差替え）	第3号	全て	なし

(11)	返済に関する計画書（平成28年8月12日差替え〇〇〇〇） ○合計2,430区画収支計算・計画書）	第3号	○文書の件名、頁数、冒頭の表の項目欄（「年度」の行及び列。2行目を除く。）並びに「I収入」のうち「使用料」及び「管理料」の行 ○注記（「※1」～「※6」）中の次を除く記載 ・※2の檀信徒の割合及びお布施額増加分の平均額の見込み ・※3の人数 ・※6の記載内容全て ○厨子単価及び管理料の表 ○販売基数推移の表 ○人件費の表のうち「人件費」、「職員」、「パート」及び「名」の文字 ○市の收受印 ○「総事業費（予算）」の表の上部の文字並びに「合計」及び「借入金額」の行	左記以外（収支計画の詳細）（第3号）
(12)	収支計算・計画書の裏付け資料（平成28年8月12日差替え預金通帳の写し）	第3号	市の收受印	左記以外（預金通帳の詳細）（第3号）
(13)	平面図、立面図、面積算定図（平成28年8月12日差替え）	第3号	全て	なし
(14)	支払済み細及び今後の支払い予定明細経営計画書対比表（平成28年8月30日差替え）	第3号	右記以外	支払金額を記載する部分（総事業費の合計額を除く。）、取引先金融機関、借入金の額、仏像の製作に係る発注先並びに「備考」欄の金額（第3号）

別表7（本件決定7：部分開示決定）

1 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式（差替文書）【文書5】

番号	公文書の件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当である部分（不開示事由）
(1)	別紙 納骨堂経営計画書（平成28年4月13日差替え）	・葬儀件数、儀式件数、設定基数に係る数（アンケート結果の割合、典礼数）、納骨堂希望者世帯数、檀信徒数 ・設置の費用と収支に関する金額、金融機関、返済方法、金利、返済期間、人件費の人数	第3号	設定基数に係る数（本件宗教法人のアンケート調査結果の割合を除く。）、納骨堂希望者世帯数、寺院建築を含めた総事業費の総合計額、借入金の金額、納骨堂設置に係る費用及び収支計画のうち設置費用合計額、「収入」欄の金額、「使用料等」の記載及び納骨堂維持管理費の合計金額	左記以外の不開示とした情報（儀式・典礼数、檀信徒数及び信者のうち墓地等を持っていない者や納骨堂の購入を希望する者の割合、自己資金及び返済条件の詳細、取引先金融機関並びに各費用の内訳）（第3号）
(2)	〇〇〇〇 〇〇霊廟 使用料等 規定（平成28年4月13日差替え）	金額	第3号	全て	なし

(3)	〇〇〇〇 納骨堂 5,076基 収支計算 ・計画書 (平成28 年4月13 日差替え)	金額、人件費の人数、 取引先社名、按分割 合、金利、返済期間	第3号	○「I収入」のうち「使 用料」、「管理料」及 び「小計」の行 ○注記中の納骨堂使 用料及び借入金 の金額並びに取引先 ○厨子単価及び管理 料の表の金額	左記以外の不開示とした部 分(収支計画の詳細)(第3 号)
(4)	納骨堂の 概要(納 骨堂経営 許可事前 協議書 (鑑)) (平成28 年6月23 日差替え)	納骨堂希望者の千葉 市民の数	第3号	全て	なし
(5)	別紙 納 骨堂経営 計画書の 一部(平 成28年6 月23日差 替え)	納骨堂希望者世帯 数、檀信徒数	第3号	納骨堂希望者世帯数	檀信徒数(第3号)
(6)	納骨堂の 概要(納 骨堂経営 許可事前 協議書 (鑑)) (平成28 年8月9 日差替え)	納骨堂希望者の千葉 市民の数	第3号	全て	なし
(7)	別紙 納 骨堂経営 計画書 (平成28 年8月9 日差替え)	・葬儀件数、儀式件 数、設定基数に係る 数(アンケート結果 の割合、典礼数)、納 骨堂希望者世帯数、 檀信徒数 ・設置の費用と収支 に関する金額、金融 機関、返済方法、金 利、返済期間、人件 費の人数	第3号	設定基数に係る数(本 件宗教法人のアンケ ート調査結果の割合 を除く。)、納骨堂希 望者世帯数、寺院建 築を含めた総事業費 の総合計額、借入金 の金額、納骨堂設置 に係る費用及び収支 計画のうち設置費用 合計額、維持管理費 10年分合計額、総 合計額、「収入」欄の 金額、「使用料等」の 記載及び納骨堂維持 管理費の合計金額	左記以外の不開示とした情 報(儀式・典礼数、檀 信徒数及び信者のう ち墓地等を持ってい ない者や納骨堂の購 入を希望する者の割 合、自己資金及び返 済条件の詳細、取引 先金融機関並びに各 費用の内訳)(第3号)
(8)	〇〇〇〇 〇〇霊廟 使用料等 規定(平 成28年8 月9日差 替え)	金額	第3号	全て	なし

(9)	〇〇〇〇 納骨堂 3,000 区 画計算・ 計画書 (平成 28 年 8 月 9 日差替え)	金額、人件費の人数、 取引先社名、按分割 合、金利、返済期間	第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> ○「I 収入」のうち「使 用料」、「管理料」及 び「小計」の行 ○注記中の納骨堂使 用料及び借入金 の金額並びに取引先 ○厨子単価及び管理 料の表の金額 	左記以外の不開示とした部 分(収支計画の詳細)(第 3 号)
(10)	納骨堂の 概要(納 骨堂経営 許可事前 協議書 (鑑)) (平成 28 年 8 月 12 日差替え)	納骨堂希望者の千葉 市民の数	第 3 号	全て	なし
(11)	〇〇〇〇 納骨堂 2,430 区 画収支計 算・計画 書(平成 28 年 8 月 12 日差替 え)	金額、人件費の人数、 取引先社名、按分割 合	第 3 号	<ul style="list-style-type: none"> ○「I 収入」のうち「使 用料」、「管理料」及 び「小計」の行 ○注記中の納骨堂使 用料の金額及び取 引先 ○厨子単価及び管理 料の表の金額 	左記以外の不開示とした部 分(収支計画の詳細)(第 3 号)
(12)	納骨堂の 概要(納 骨堂経営 許可事前 協議書 (鑑)) (平成 28 年 8 月 30 日差替え)	納骨堂希望者の千葉 市民の数	第 3 号	全て	なし

別表 8 (本件決定 8 : 部分開示決定)

1 納骨堂経営許可事前協議書の決裁文書一式【文書 5】

番号	公文書の 件名	不開示とした部分	不開示事由	開示すべき部分	不開示とすることが妥当で ある部分 (不開示事由)
(1)	(仮称) 〇〇〇〇 〇〇霊廟 新築計画 近隣対象 者一覧表	近隣対象者一覧表の 個人の氏名、住所、 説明会・個別説明等 の状況、周辺住民の 意見、承諾書の有無、 周辺住民名簿番号及 び備考	第 2 号	氏名及び住所が空欄 であり、かつ、「備考」 欄に現地の状況とし て、個人が居住する建 物の建物番号が記載 されていない行の記 載	左記以外の不開示とした個 人に関する情報 (個人の氏 名、住所、説明の状況、周 辺住民名簿番号及び「備考」 欄の記載) (第 2 号)
		近隣対象者一覧表の 法人等の名称、住所、 説明会・個別説明等 の状況、周辺住民名 簿番号及び備考	第 3 号	右記以外の不開示と した法人等に関する 情報	法人等に関する「説明の状 況」欄の各欄の記載 (「説明 会・個別説明等の状況」欄 の説明会に出席した旨の記 載及び「承諾書の有無」欄 の「企業等であり承諾書が 不要である」旨の記載を除 く。)並びに「備考」欄に記 載された法人等の対応等及 び当該法人等と本件宗教法 人とのやり取りの内容 (第 3 号)
(2)	(仮称) 〇〇〇〇 〇〇霊廟 新築計画 近隣対象 者一覧表 (修正 版)	近隣対象者一覧表 修正版の個人の氏 名、住所、説明会・ 個別説明等の状況、 周辺住民の意見、承 諾書の有無、周辺住 民名簿番号及び備考	第 2 号	9 ページ中の土地の 所在地並びに「周辺住 民名簿番号」欄に記載 された土地番号及び 「備考」欄の記載	左記以外の不開示とした個 人に関する情報 (個人の氏 名、住所、説明の状況、周 辺住民名簿番号及び「備考」 欄の記載) (第 2 号)
		近隣対象者一覧表 修正版の法人等の名 称、住所、説明会・ 個別説明等の状況、 周辺住民の意見、承 諾書の有無、周辺住 民名簿番号及び備考	第 3 号	右記以外の不開示と した法人等に関する 情報	法人等に関する「説明の状 況」欄の各欄の記載 (「説明 会・個別説明等の状況」欄 の説明会に出席した旨の記 載を除く。) (第 3 号)

<参考>

答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成29年 5月 8日	実施機関から諮問書並びに審査請求書及び弁明書の写しを受理
平成29年 5月25日	審議（第140回情報公開審査会）
平成29年 6月29日	審議（第141回情報公開審査会）
平成29年 8月 3日	審議（第142回情報公開審査会）
平成29年 9月15日	審議（第143回情報公開審査会）
平成29年11月 2日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第144回情報公開審査会）
平成29年12月 7日	審査請求人から意見を聴取 （第145回情報公開審査会）
平成30年 1月12日	審議（第146回情報公開審査会）
平成30年 2月16日	審議（第147回情報公開審査会）
平成30年 3月16日	審議（第148回情報公開審査会）
平成30年 4月12日	審議（第149回情報公開審査会）

千葉県情報公開審査会委員名簿
（平成28年10月1日～平成30年9月30日）

氏 名	役 職	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
鈴木 庸 夫	千葉大学名誉教授	会 長
田部井 彩	中央学院大学法学部講師	
鶴 見 泰	弁護士	職務代理者
皆 川 宏 之	千葉大学法政経学部教授	